

第4回長野県環境審議会地球温暖化対策検討会議事録

日 時 平成17年8月30日(火)
午後1:00～午後5:15
場 所 長野県庁議会棟4階
401会議室

司 会

ただいまから、第4回長野県環境審議会地球温暖化対策検討会を開会させていただきます。

私は、検討会事務局の地球環境課の竹松でございます。よろしくお願いいたします。

本日は牧内委員さんが都合によりご欠席ということでございますのでご報告いたします。

それでは、高木委員長さん、申し訳ございませんが議事の進行の方をお願いいたしたいと思います。

高木委員長

こんにちは。それでは、ただ今から議事に入ります。

今日は、これまで8月中にずっと皆さんにメーリングリストを補助的な手段として使わせていただいて、各項目について意見を伺ってまいりました。で、それを今日はある程度、条例の中でどういうふうに扱っていくのかというのを、まあ基本的には決めざるを得ないスケジュールになっておりますので、まあそういうこともお考え頂いてスムーズな進行にご協力をお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。最初に会議事項の1にある条例骨子(案)についてなんですが、お手元の配布された資料をお持ちだと思いますが、それも含めて事務局のほうからご説明お願いします。

木曾課長

(資料1、資料2、資料3により説明)

高木委員長

はい、ありがとうございます。今、資料の1・2・3についてご説明をいただきました。順番で行きますが資料1のスケジュールについて何かご質問ございますでしょうか。

川妻委員

あの、質問じゃなくて意見ですが。

高木委員長

はい、いいです。

川妻委員

川妻です。このスケジュールは今までの流れの中でこういう形で、いよいよ煮詰まってきたという感じがすると思うんですけども、この我々の意見、あるいは県民からの意見でも、あるいはこの会議でもかなり合意がされ、理解は一緒ではないかと思うんですけども、こと温暖化に関してですね、一般の関心や動きというのはそれぞれ温度差は当然あるにしても、非常にまだまだ足りないというんですか、という状況の中で我々は作業をしているわけですけどね。今度の選挙の時に温暖化を言うようなところは、ほとんどありませんし、いろんなところでも取り上げ方も問題の割には非常に低いレベルというか、そういう感じの中でやっているわけですね。正直言って私自身もこの半年間、相当

この温暖化についていろいろな資料を調べたり、多少勉強して段々分かってきたことがあります、人のことは言えないんですが、この意見聴取あるいは説明会と同時にですね、これを別に変更しろと言うわけじゃないんですけども、これ環境審議会でも言ったことでもありますけれども、京都議定書の目標達成計画というのは政府が閣議決定して作ったわけですよ。それから、そこにもありますけれども温暖化対策推進法というのがもともとあって、それが今年の6月までに改正されているんですよ。それから、省エネルギー法も一部改正されたりして、相当動いているわけですね、国の法的な対策も。それで、やはりこの議論の、あるいは説明や意見聴取の前提となるですね、今、温暖化に向けて政府のレベルで、あるいは法律のレベルでどのような状態になっているかということについての共通理解が無いとですね、この条例について意見を求めるとかということにはなかなか入りきらないところがあるんですね。あるいは、正確に入らないところがある。

そこで、なるべく早い時期にですね、私の意見としては、この温暖化問題についての、今、京都議定書目標達成計画、あるいは温暖化対策推進法、あるいは省エネ法その他関係のそういう法についてもですね、きちんとした説明をすべきじゃないかと思うんですね。これは関係の市町村あるいは県議会の方々、あるいは企業の方々、市民団体の方々、まずは対象を特定しないでですね、これをきちんとやっていく必要があるんじゃないかと思うんです。この国の政策には私自身承服しがたいようなところもいろいろあります、不徹底でありますけれども、ともかくも、国会で決めた法律が通して、その具体化されている事態についてですね、細目について知らないと、それを前提にして長野県独自の条例をそういうふうにいる長野県の特徴を加えて検討しているわけなんで、そういう事態をきちんと説明するという、これをやりながら関心を高めていくというか、いろいろ形成していく必要があるんじゃないかと、というふう思うわけなんです。

それから、それを通じて、いまホームページ等で意見募集を7月やっておりましたし、また今後も続けるんだらうと思うんですけども、そういうことにも資するところがあると思うんですけども。そういうことをこの中に加えてですね、やはりやっていかないと条例についての説明の前提条件がまだできていない、というのが私はそういうふうに強く思うわけなんですけれども。

そのあたりについてのことをですね、9月・10月ぐらいかけて、これと平行してですね、出来ないかというふうに思っています。それについて、ちょっとご検討いただけないかと。

高木委員長

今、国のほうの動きがかなり起きているので、それをきちんといろんな人に対して説明をした上で、長野県のこの条例がどういうふうに必要なのかというステップに入るべきだと。そういう説明会をやったらいかが、というご提案ということでよろしいんですね。

川妻委員

説明会を開く形ではなく、いろんな形はいろいろありますね、例えば国の環境省や経済産業省や国交省(国土交通省)のですね担当の人から説明も必要でしょうし、県内外の研究者や専門家の人達の議論の場所、シンポジウムのようなものを持って開いていくと、そこに県民広く誰でもが参加できる、特に市町村や議員の方々や、あるいは事業でそういう関係の人については特段に、これを是非着いてほしいと、あるいは理解したうえでこれからの取り組みに参加して欲しいというそういう要請をやるようなこともあってはいいんじゃない

か。そういうことをした上で、私が環境審議会で申し上げたのは、それらをやり終えた上で、もう少しトップダウンではなくてボトムアップの仕方で、県民合意でやるという意味では、いろんな形のシンポジウムをいろんな形で繰り広げればいんじゃないかと思うんですけども。第1段、これ審議会でも言いませんでしたけれども、全く兎に角、私が近隣のかなり関心持っている人にもお話ししてもですね、温暖化問題の問題ということは知っててもですね、今、どういう事態になっているかということについて、十分な理解はほとんど無い。相当の落差がある中ではわれわれ作業をしているということを非常に強く感じたのでですね、それを何らかの橋で埋めるべきでして、我々はもうここから逃れられないというような覚悟をですね、我々がしっかり、こう共通な意識にするという方法が必要なんじゃないかと思うんですけども。そのやり方、覚悟の上で、どう、長野県ですかということはいろんな意見があるでしょうけれども、それを通じて意見を沸き起こすというか、盛り上げるというか、関心を高めるとするか、その作業を徹底してやっていくことがこれの成功につながるんじゃないかと。そうではないとですね条例の部分部分についてですね、これについては出来るか出来ないとか、これはちょっと煩雑だという、そういうその個別のところの議論の賛否のところに入ってしまってますね、肝心の脱温暖化社会を創っていくと、それを長野県から長野県らしい特長を活かして進めていくという基本的なところのものがね、議論を踏まえた上での具体論になっていかない可能性が非常にあるんじゃないかというところが、私はそこは強く危惧するところでありまして、それらを払拭する意味では前提条件をやっぱりしっかり整えるということが必要なことなんじゃないかなと思っています。

高木委員長

はい、ありがとうございます。今のご意見に対して、はい、じゃあ。

諏訪委員

諏訪ですけれども、全く今の意見に賛成です。非常に落差が多いと思います。川妻委員が、今、おっしゃられたこと、とても賛成です。プラスアルファを考えて行きたいんですが、今、大項目、個別の施策をいくら議論しても始まらないというようなことだったんですけども、個別の施策でいろいろ人に見せていける、そういう視覚も考えていけるのではないかなと思います。大項目を見せるための個別の施策という意味で、今回の条例の中で抜け落ちている網掛けの部分に含まれなかった部分も、今日ぜひ議論して、人々に見せやすいものとか、それからフラッグシップになるような施策というの、出来るだけもう一度選び直して、網掛けの部分をもう少し増やしていく必要があると思います。この中で、メーリングリストの中でいろいろ議論が出たもの、意見の多いもの、委員名がとてもたくさん残っているものがあるんですけども、それが具体的な施策毎に全部意見が出ているんですけども、網掛けの部分の中に残っている部分は、大項目として非常に有効なものだと思いますが、ただ、小項目として具体的な記述をするという部分を、今回、是非、確認して選び直していく、という　　があると思いますのでよろしくお願ひいたします。

橋爪委員

状況は分かりますけれども、条例を早く作って実際的に進めなきゃいけないというのも事実ですんで、ギャップを埋めるのは平行しながらやるしかないな、というふうに思っております。いずれにしろ、やはり、スケジュール的にはこの日程というのは是非、確保していかないと、この前ちょっと伸ばした関係から言ってですね、いけないんじゃないかなというふうに思います。兎も角、認識というのはかなり専門家との間にギャップがあるというのもそうですし、専

門家のいろいろな状況を見てみるとかなり深刻な状態になってきている、ということも事実ですけども、ギャップがあるというのは事実だと思います。

一方ですね、これを通す前提でですね、長野県の県議ですね、そこに教育をと言っちゃいけないんですけども、そこにしっかり認識をしてもらうということは逆にそれは時間をとってやるべきなんじゃないかなと。それはもう、議員として当たり前の話だと思いますんで、県民全体というと非常に難しいかもしれないんですけども、少なくとも県議会の議員には何か特別な時間でもやらないと、これを通したりいろいろする時に認識が甘くなったりするかもしれないんで、是非やっていただきたいな、というふうに思います。

基本的にはやらなきゃいけないんですけども、この条例そのものを進めていかなきゃいけないし、時間が残念ながら一般的な県民に云々という時間がかかると思いますんで、平行しながらやるという形でお願いしたいと思います。

高木委員長

今、ちょっといくつかの事が出ているのですが、諏訪委員さんからおっしゃっていた網掛けから落ちている項目についても、小項目として残したいものがある場合にはそれを検討する時間を作ってくれというお話、それは問題なく、この網掛けがついたのはひとつの案としてついているだけなので、皆さんの中でこれは是非、網をかけてほしいというご意見が出たものについては、ちゃんと検討するというのを、まず申し上げておきます。

それから、県民あるいは県議会の議員さん、例えば市町村、あるいは会社の経営者といったような方に対して、シンポジウムのようなものをどうやって開催していったらいいのか、という件についての意見をもう少しもしあれば、多分、そんなものは必要ないという方はどなたもいらっしやなくて、必要だということについてはよろしいですね。ただ、問題はこのスケジュールを崩してまでもそれをやるのかという議論になると難しくなる部分が当然出てくるんだろうと思います。このスケジュールを守らないと来年の議会に上程できないということのようなので、もしそうであるならば、どういうふうに平行してやるのかという問題だと思いますが、いかがでしょうか。

川妻委員

私が言ったのはこのスケジュールを伸ばせとか、崩せとかということではないんですけどね。この仕方で作るとするのは、やって、敢えて言えばですね、これは県民計画を作った時点、あるいはその前からその問題意識でやったのは長い温暖化対策に対する取り組みの重要な局面として、ステップなので2月までに何が何でもね、何かあの全てのことをそこでひとつ完結させるというのは実際には、もう無理な話でね、最大限この2月までにできることはきちんとやって、またそれを積み残したことは続けて行うという構えでないですね、この温暖化対策に対する対策というのは出来ないと思うんですね。そういう構えが必要だということは申し上げておきたんですけど、それは別にしましてですね、この計画のなかでどこかでですね、この現在の温暖化対策がどこまで進行しているかというさっき言った趣旨のシンポジウムの、あるいは名前は何でもいいんですけども、どこかでそういうものを入れ込んでですね、今、橋爪さんが言われたような議員の方、それから市町村議員の方、それから市町村の担当者の方、それから事業をやっている方々、これ全部どういうふうにするかというのは、対象を絞ってもいいかと、やり方はちょっといろいろと工夫する必要があるかもしれないんですけども、それをやってその中身を欠席した人にもちゃんと伝えられるようにですね手当てをした方がいいんじゃないかということなんで、スケジュールはこれを何かぐっとそのために遅らせるべきだ

というわけではないんです。

諏訪委員

おっしゃるとおりスケジュールはとてもタイトですし、必要なという川妻委員。この点に関しましては、いろいろと前回の議事録の中を拝見いたしました。事務局の方などもエネルギー単位をどういうふうに見せるのかということについても、非常に憂慮されていらっしゃるようですし、ご経験もありがたいと思いますので、どんな普及形態で啓発するのか、啓発をどのような対象にしていくのかに関しても、いろいろと事務局様の方にご検討いただいて、一任するような形でもいろいろとご検討いただくという形で考えたいっただよるしいのではないのでしょうか。

高木委員長

今日の本題の議論に入る前にあまり時間をかけてしまうのも苦しいところがありますので。出来る限りここに載っている説明というのは、基本的には条例に関する説明会をどういうふうに行うかということが載っているわけですが、もちろんそれがいらぬというわけではなくて、それは必要だけれども、もうひとつその前に地球温暖化の現状がどうなっているのか、国はこういうふうなことを考えているのか、というようなことについての説明か、シンポジウムか何かそういったものを何とかこういうスケジュールの中に入れ込むことが出来ないだろうかという意見が多少出ておりますので、今ここで返事は出せないと思いますので、事務局の方でも是非考えていただいて。当然、環境省からどなたかに来ていただいて説明をしていただくのか、温暖化防止センター等から来ていただくのか、ということも含めて、県民に対して温暖化の現状を県としてきちんと説明する場を作った上で条例の説明に入っていきたいということだろうと思いますので、ご検討願いますでしょうか。

木曾課長

はい、今までもこちらとしてはですね、うちの方の地球温暖化(防止活動推進)センターと協力する中で、温暖化問題についての普及啓発について講演会等等いろいろやってきたわけですが、確かにまだ皆さんの認識がそこまで上がっているかという話になると、いかがなものかなというようなところは見られます。今の、討論会の中でですね、一般を対象とする一般的な地球温暖化のパネルディスカッションとかそういうものなのか、果たして会場からですね意見をいただく中でひとつの方向を持っていくものなのかによってですね、集まる対象も違いますし、やる講師もだいぶ違って来るわけですが、その辺はどのように焦点をいっていただければよろしいのでしょうか。

高木委員長

どちらの方がいいと思いますか。

橋爪委員

橋爪です。変なことを言って申し訳ないんですけども、温暖化防止条例に参考意見を聴きに来る人はまだそんなに言う必要はないと思います。むしろその条例をですね云々という人は関心がある人ですので、多分ちょこちょこつと言えはですね、いろいろ分かる話なんで。むしろこれは本当にですね、どういう形で県民に知らせていくのか、私はいろいろなことをですねお願いをそれぞれにしていくしかないんじゃないかなというふうに思っております。簡単にはですね県民に状況を知らせていくといってもですね簡単なことじゃないと思います。

従いまして、検討の話は検討の中でですね、あともう少しいろいろな形を考えた方がですね、この場で議論するよりもいいんじゃないかなと思います。

いかがでしょうか。多分、これに関心があって、この条例云々ということではあるわけでしょう。それなりの理解があってこんなに進んでいるのかということとをさらに認識するようなことがあるかも知れませんが、むしろもう少し厚くやる必要があるんじゃないかなと。それはやっぱり長くやるしかないのかなと思いますけれどもね。

高木委員長

長くやるという意味は。

橋爪委員

県民を対象にやらなくてはいけないので、瞬間的には出来ない。事業者、事業所で説明をしてもらうなり、学校でやるなり、いろいろなことでですね、縦から横からと言っちゃいけないんですけども、そういうことを考えた方がいいんじゃないかなと。それともうひとつ、今の現状から言えば、県の温暖化防止活動推進センターでしたかね、あそこの機関にいろいろお願いをして、あそこでいろいろやってもらうとかですね、そういうことも考えてですね、県のいわゆるこういう組織のほかにもですね、いろいろあると思うんです。そういうことも協力お願いしてやるということを考えてはいかがでしょうか。

木曾課長

一般的な温暖化に関する意識啓発の取り組みとかそういうものについてはですね、まさにお話がありました(温暖化防止活動)推進センターがございまして、推進員の方々を任命していただいてそれぞれの地区でやっていただいている。または今年も近々のうちに養老孟司さんが来てやるような講習会があったりする中での本当に底辺を広げていくという意味でのものは引き続き今までと同じようにやっていきます。

もうひとつはこの条例がある程度固まってきた中での説明会はこのスケジュールの中にもある程度、地区説明会というようなことで入っております。今後また、条例がしっかり決まってきたそれを啓発していかなくてはならないという時になれば、それはそれでまた、この条例の趣旨を一人でも多くの方に分かってもらうような格好での機会は設けていくと、そういう流れの中で大きなひとつの方向に向けていくというようなことは、事務局の方としては今でもそのつもりではあります。

川妻委員

時間がないんでこればっかであれですが、私の提案は温暖化問題一般についての啓発はですね啓発なり、底辺という言い方がいいかどうか知りませんが、もう粘り強くいろんなあの手この手でやらなきゃいけない。これは長くあるいは強力に精力的にやらなくてはならない。ただ、この今、条例を検討しているっていうこの時点に立つと、やはり温暖化防止に関する義務規定があるうとなかろうとですね、努力義務であろうと、一応、法律事項として都道府県、市町村もこの問題に取り組みなくてはならない。あるいは、事業者も県民も住民も取り組みなくてはならないという段階に来ているわけですね。その事柄についての理解がどこまで行ってるかというところが非常に大事なんじゃないかというふうな認識で、温暖化問題一般ではなくて温暖化対策がここまで今、進行して都道府県あるいは市町村、県民、事業者にも課せられてきているということと、それからあわせて付け加えたいのは長野県では県民計画をいち早く作ってですね、それでその普及なり取り組みに資してきた、その延長上に現在あるというような、県のひとつの方針、それから今言いましたようなことについて何らかの形で早いうちにやっておく必要があるんじゃないかという趣旨。

木曾課長

この条例の骨子案がまとまった段階で地区説明会を県下4地区、4箇所、4ブロックでやらしてもらおう。そういう中でももちろんですね、条例の骨子を話す前にですね、前段として今のよう、今、地球環境問題はこういうわけで、今こういう条例の流れに来ているんですよ、ということをご説明した上で説明会となるとその中での意見がまた出てくる、吸い上げの場所になる機会にはなるかと思えます。

もし、あれでしたらこの骨子の案の説明会とはありますけれどもこの中でそういう前段の段階、それからまたは国のエネルギー対策の専門の方が来てもらう、または私どもがその中身を咀嚼して申し上げるとか、そういう機会の中で入れていくような格好の中でですねやらせていただくとスケジュールの中にもうまく乗っていくのかなというふうに考えておりました、中身をもう少しですね考えさせていただきたいということで、どんなものでしょうか。

それから私、先ほど説明すればよかったのですが、すいません。お手元に配った資料で説明漏れがございまして、お手元に大阪府の条例素案、それから京都府の条例骨子というのが差し上げてございます。両府で9月議会に上程するという予定になっておりますものを、骨子・素案という段階ですけども申し上げてございます。これは骨子・要綱がイメージとしてこんな格好になるというふうな視点だけでいいと思えますけれども、一応参考までにお配りしてありますのでご参考に見ていただければというふうに思います。

すいません、いろいろ話が飛んだりして申し訳ありません。

高木委員長

宮本委員さん。

宮本委員

宮本です。今、木曾課長さんにほとんど言っていたんですが、やっぱり骨子(案)説明会という機会はとてもいい機会だと思います。この啓発というのは広く長く地道に続けていかなくはいけないんですけれども、ダイジェストにこの機会を逃さないで時間をなるべくとっていただいて、骨子(案)だけではなくてこの地球温暖化について啓発をしていただきたいなと思います。以上です。

高木委員長

そうですね、もしスケジュール的に可能であるならば、環境大臣とまでは言いませんが、環境省からどなたかに来ていただいて、本当に温暖化がこうなんだよというような、それは全県1箇所でもいいと思うんですが、やっていただいて、それを受けて長野県は条例を作っています、なおそれについての骨子(案)が決まってきたのでそれについての説明会をこういうスケジュールでやりますとか、骨子(案)だといくら何でもスケジュールが難しければ、骨子あるいは要綱の説明会をこういうふうに行っていきみたいです、何か1本大きな会場で人を集めて何かニュースのねたになるようなものをやりながらということももし可能であれば、やっていただければいいのかなとも思いますので、是非、無理だったらいいんですが是非ご検討いただきたい。

それで、今のはスケジュールについていかがですかというのに対してこれまで時間がかかってしまったので、2番目の位置付け、資料2というものの位置付けのことについてもご意見を。

岡本委員

岡本です。2の資料を出していただいてありがとうございます。県民計画の流れから今回条例ということで、県民計画との位置付けについてはっきりして

欲しい、はっきりして欲しいという変なだけけれども、全体で共通の認識が持てたらなあということでご意見を言い続けてまいりました。とても分かりやすくなっているのと、それから今、事務局の方からご説明があった京都府の地球温暖化対策条例の案の方も合わせて見ますとですね、京都府の案の骨子というやつ（1ページの）1番下の2の（3）の項目のところの府の責務というのがあります、「府は、市町村、事業者、府民、環境保全活動団体等との連携により云々」となっていて、「地球温暖化の防止に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、協働して取り組む」、と書いてあるんですけども、まさにこれが県民計画に当たるものだと思います。ですから、逆に長野県の場合は民間からの提言があり、長野県が率先して県民計画を早く作ったがために条例と県民計画の順番が京都の場合と逆になったのかなと理解すればいいのかなと思っています。

そういうふうにもし読んでいいのだとするならば、私たちがこれから作るうとしている長野県の条例の中で県民計画をしっかりと位置付けておくということが肝要なのかなと思っています。そうするとこの網掛けの部分に条例として入れようとしているもの、あるいは漏れてくるもの、さらにその中で重要なものというのが県民計画の中に位置付けられていて、その県民計画自体を条例で根拠付けるというふうな形になっていけば、条例の見直しというのはなかなかうまくいかないかもしれないけれども、県民計画をブラッシュアップするのは日常的にやっていくと、それから意見の集約の仕方もより広範囲にやっていくと。

私、メールの中で提言させていただいたことも若干触れたいと思うんですけども、今まで県民計画に関わってきた県の職員の皆さん、あるいは住民団体とか外の、それぞれ熱心にやってきた人達が、やはり意見を言う場として勧告されて、それでその目がいつも新しいもの、より積極的なもの、よりよいものをつくるために県民計画に向けられているというようなことを条例の中できちんと位置付けてもらえば、かなり細かいことに関してはその中で常に改良をしていけばいいのかなと思います。

それをですね最終的にまとめるとするならば条例の中での県の責務としてはっきりと条例の中に、つまり県は市町村や事業者、県民あるいは市民活動の団体と協働して、長野県地球温暖化防止県民計画を確実に実行しなければならない、という1項目を入れて、そして同時にですね県民計画があったけれどもなかなか進まなかったということの1つの根拠になりましたけれども、そのために必要な財政上の措置を実施しなければならないというようなことにまで踏み込んで条例の中に列記していったらどうかというふうに思っています。

諏訪委員

今の岡本委員の意見に大変賛成できます。県の責務の明記、それから財政上の措置というものを明記することを共通認識としてこの場で持っていきたい、と思います。

同時に、細かい部分に関しての県民計画の見直しで対応できるというゆうメカニズムによって大変 できるようですが、それプラス大きな施策についてはもちろんこの場で議論していく、検討していくというそういう対応が必要だということで条例の検討をしていくという認識であります。

大きな部分に関しましては、県の責務に伴いましてちょっと抜け落ちた部分の敗者復活戦の議論に関わってしまうかもしれないのですけど、例えば、京都府の（骨子の）最後の8ページの条例の実施状況について、評価と見直しを行う。それから条例の実施状況等を踏まえ条例の見直しを行う、というのがあ

ります。これは骨子の部分に関わってくる部分ですが、こういったものが現在の網掛けの中には見当たらないのではと思っておりますので。

一方、この部分に関しては、この検討会が始まった第1回、第2回の段階からどういう実施、方法を行うということで議論が、共通認識としてあったと思うんですけども、外の目に立った、条例検討項目について(案)、資料3の16ページ、意見番号236、条例に盛り込みたいとして意見として挙げた委員の数もダントツに多い、県民計画について目標の設定そして評価を行う、この部分ですね、これに関してもこっちとしては共通認識としてあるもんだと思っておりましたので、是非というか、私がお願いすることではなくて対応措置(案)として網掛けになるべき部分だったのではないかと考えております。

高木委員長

今、かなり細かいところが出てしまったのでどうでしょうか。私も比較的諏訪委員さんと似たような考え方でいたんですが、番号で言うといくつでしたっけ。

諏訪委員

16ページの236です。

高木委員長

16ページの下から6番目のその他の1番上のところについている部分は網掛けにしておくべきだという意見なんですが、ちょっとこれ順番全然めちゃくちゃになっちゃったんですが、でもここまで来たら決めちゃった方がいいような気もするんですが。それはよろしいでしょうかね。特に反対意見がなければ。

(反対意見なし)

じゃあ、236のところは今、網がかかっていないわけですが、どういうふうに取り扱っていくかは今後の検討には残ると思いますが、とにかく網掛けと同じ状態にランクアップします。今後検討するというふうには書いてあるわけですから、それをちゃんと今後も継続して議論の中に乗せていくということにさせていただきます。

それでは資料2についてはもうよろしいでしょうか、だいたいこのぐらいで。

で、ようやく今日の本題の、資料の3「対応措置について」ということの議論に入らせていただきます。1時間たつとこんなふうです。さっき事務局からの説明にもございましたように、基本的には時間の関係で、網掛けの部分を中心に議論をさせていただきます。

網掛けの中でも意見が割れている部分、例えば1ページ目の意見番号の1番の部分というのは、若干意見が割れている部分です。それから他都府県の事例でも、ほとんど同じようなことが載っていて、あるいは国の法律でもほとんど同じようなことが載っていて、一定以上の規模の会社はどのくらいなのかという、そういう詳細な部分はちょっと別として、「これはやっていくでしょうね」と、ほぼコンセンサスが得られているものもかなりあるので、それについては本当に確認するだけにしないと、今日とてもじゃないけれど終わらなくてなると思うので、そういうふうにさせていただきます。

長野県独自項目というのは、ある程度時間を割きたいです。それから先ほど諏訪委員さんがおっしゃっていた、また今、網掛けになった236の意

見のように、網掛けから外れているのだけれども、ぜひこれを網掛け項目として扱ってほしいという項目が、皆さんの中からある場合は、その付近に行ったらそれをおっしゃってください。

そういうことで進めたいと思いますがいかがですか。

委員

はい。

高木委員長

まず、もめないところからいきましょうか。意見があまり割れていないところからいかないと、そこで止まってしまうとまた1時間たってしまうとなんなので。例えば1ページ目はちょっと置いておかせていただいて、2ページ目の意見の4、5、6、7に相当する対応措置で「一定規模以上のエネルギーを使用する事業者は、その排出状況報告書、削減計画書、実績報告書を作成、提出、公表する」、これを義務付け。

そうでない場合でも、努力義務としてそれを残したいという、この辺はもうよろしいですね。

諏訪委員

そうですね。

高木委員長

はい。

諏訪委員

自然エネルギーのところに入ったところで、言えば、申し上げればいいのかもしれませんが、例えば意見番号10で岡本委員が自然エネルギーのことについて研究されていらっしゃるんですけども、そしてまた京都府の地球温暖化対策条例（骨子）の中では、一定以上のエネルギーを使用する事業者は、同様な情報の公表をしなければならないとあるんですけども、それプラスアルファ、例えば京都府の案の4ページ、屋上等の緑化ですとか、自然エネルギーの利用というところまで踏み込んだ公表というようなことを義務化していますので、自然エネルギーの部分の検討と統合させた議論で対応できるのかもしれないんですけども、排出状況プラス自然エネルギーの計画の策定というようなことについても、検討していきたいなというふうに考えております。これは意見です。

この項目に対する網掛けから始めるかどうかということではなくて、意見として一応申し上げました。

高木委員長

はい、分かりました。よろしいですね。

橋爪委員

ちょっといいですか。

高木委員長

はい。

橋爪委員

「一定規模以上のエネルギーを使用する事業者は」と書いてありますが、私は7番目で「公共施設」ということが引っ掛かるのですが、これが抜けてしまっているのです。

高木委員長

事業者というと、公共施設は入らないんですか。

橋爪委員

入るんですか。
規模が少なくても、率先して公表していくということを、トップランナーとしてやっていただくところがあるんじゃないかと思います。ちょっとそこがひとつ引っ掛かります。

川妻委員

県の施設についてはどこかで入れなければいけない。

木曾課長

事業者の中には、一定規模ということで、その規模以上のものについて公共施設が該当すれば、それは事業者だということで入れていくということです。

橋爪委員

いや、一定規模以上の事業者の中に公共施設が入るかという、たぶん法的にいうと、えらいスレシヨードの閾値が違うと思います。
私が7番目で言っているのは、量が少なくても例えば地方事務所だとか、県下の8地域だと、何かこれ以上のところは公表する。それをその事業所の中にエネルギー管理者なり何なりをつくって、削減計画を立ててやっていくのだということをしかりやるべきだということで。それはしかりうたうべきだと私は思います。事業者とは違うなと思いますけれど。たぶん違うという、スレシヨードが、事業者のあるエネルギー事情というのと違うなと思いますので。

川妻委員

それは賛成です。

岡本委員

同じ意見です。これから議論になっていくと思いますが、なるべく先ほどの各主体の責務という意味で、そこら辺はキチキチとひとつずつ整理して分けていって、責務をはっきり表現したほうが良いと思います。

高木委員長

一定規模以上の事業者と言ってしまうと、どこまで入るかよく分からないから、公的なところに関しては、例えば1,500k1/年以上みたいなことを言って、当てはまったところだけが対象ではなくて、公的なものに関しては別の線切りをしないといけないという意見です。
当然、例えば県民文化会館はといたら、絶対その指定に入るわけがないので、でもそういうところにも考えてほしいということだと思いますが、どういうふうに扱えばいいですか。

木曾課長

温暖化防止対策推進法ですか、その中で地方自治体については率先実行計画をつくって、それを公表していかなければならないという格好になっておりますので、それを受けて同じ義務付けのようにはなりませんけれども、見せ方の話なので承知いたしました。

高木委員長

はい。あとこのところはよろしいですか。
では、3ページに移ります。
自動車に関する、大口の自動車保有者に対する使用合理化計画というところで、意見番号11、12のところに網が掛かっています。これに関してはどうでしょう。よろしいでしょうか。これも、自動車は少し別扱いで厳しくかかるということになるだろうと思いますが。

では、これもこのままの対応措置の中にできるだけ入れていくということを進めます。

13、14のアイドリングストップ関係の話です。

黒沼委員

大阪は雪が降りますか。あちらは、冬ですから冬が寒いので特別に努力というふうにしたのでしょうか。

川妻委員

そこはどこ、何ページ。

黒沼委員

一番後ろです。

川妻委員

一番後ろ。

宮本委員

大阪じゃなくて京都です。京都の一番後ろです。

黒沼委員

京都か。ごめんなさい。間違えてしまって。記憶が間違っていて。

高木委員長

これは府民と観光旅行者に対して、アイドリングストップを徹底しなさいという話と。

黒沼委員

これは駐車場の管理者ですよね。私が・・・。

川妻委員

徹底して義務。

黒沼委員

駐車場の管理者と、もうひとつアイドリングストップの実施というところは県民ですよね。

高木委員長

意見でいうと、13番が駐車場の管理者で14番はドライバーに対するということですよ。

黒沼委員

そうです。

高木委員長

ドライバーというのはこの場合は、すべてのドライバーという意味ですよ。

黒沼委員

そういうことですよ。観光客も含めて。

高木委員長

それで、努力義務ではなくて義務付け。努力義務、「できればやっってくださいね」というよりは、少なくとも上のほうは義務付けるのは問題ないけどね。

黒沼委員

そうですよね。管理者に対しては。

木曾課長

委員長、すみません。

事務局

すみません。松本と申しますが、実は努力義務にしたのは、駐車場と

いう範囲をどこで決めるかというところがひとつありまして、私のほうで例えばちょっとほかのところも聞いてみたところがあるのですが、どういう規模の駐車場と決めたときに、ある程度もし努力義務であるとか、いわゆる簡単な義務付けで、義務付けにつながるような、必ずしもないかもしれませんが、例えばそれを実行させるために勧告ですとか公表をしていくということを考えるときに、相手が把握できないというところが実はありまして、そういったことを考慮いたしまして、このところでは一応努力義務ということとさせていただきますということではあります。

川妻委員

よくわからない。

事務局

すみません。

駐車場法というものがございまして、都市計画区域内の500㎡以上の有料駐車場については届け出る義務はございます。大阪とか京都みたいな都市部については、そういう有料駐車場が多いということで、たぶん義務化できるのだと思います。

都市計画区域で線が引かれていて500㎡というのを、長野県で把握するのは非常に困難な部分がありまして、例えば駐車場法で規定する駐車場については届け出るという義務化は可能かもしれませんが、全体をまとめて義務化するというのは、非常に対象の把握が困難なものですから、そういう形で努力義務という形に、こちらの事務局の案ではそうさせていただきます。

そういった部分で、どうしても義務化が必要だということであれば、今度対象を調査するとか、そういう作業が伴いますので、その辺をご検討いただければと思います。

高木委員長

例えば郊外の大型スーパーなんかの巨大な駐車場というのは、届け出の義務がないと。

事務局

ただですね、大きな店舗になりますと、大店立地法という店舗面積が1,000㎡以上ですと、今度はその大店立地法の届け出が必要になります。そうすると駐車台数が何台とかになってきますので、それは把握は可能です。

ただ、郊外型の小さな、例えばコンビニで大きく、トラックなどが止まるような駐車場を確保したりというような場合には、まったく分からなくなりますので、それは逆に言うと調査をしなければ把握できないということになります。

高木委員長

なるほど。そういうことで、義務付けではなくて努力義務になっているということなのです、がどうでしょうか。よろしいですか。

川妻委員

一定要件以上は義務にすると。一定要件というのを、今の段階で新しく膨大な時間をかけて調査しなくても大店法の関係、それから500㎡でも大きい駐車場は一定規模だから義務化すると。それ以上補足できないところについても、すべての駐車場において、それをしなければならぬとか努力すべきであるとか、そういう言い方で全部を網をかけるという

か、やった上で、特定できることについては、それについて目をきちんと光らせるという、そういう工夫のほうがいいと思うんです。

高木委員長

それは可能なのですよね。

事務局

その辺が、その補足できる部分と補足できない部分が一線画せて、公平であれば結構だと思います。

ただ、補足できないところが野放しになって同じ形態であって、補足されたところだけが義務を負うという形になると、たぶん変な言い方ですが法的に公平ではないということが起こりますので、それは避けないとはいえないと思います。

ですから公平だという絵が描けるのであれば、そういう線引きの下に置いて、義務と努力義務ということで線を引いていただいても何ら差し支えないと思います。

川妻委員

だから特定できるというところを挙げてみると、特定できるところにはきちんと義務化するというのをやり、特定できないところについては、今、特定されていないのだから義務化できようがないわけです。

だけれども、すべての駐車場については、そういう管理責任を負うということを中心にしておいて実施するというのは、なんら公平の問題では起こってこないでしょう。

岡本委員

公平だということであれば、特に問題ないです。

川妻委員

上條さん、どうですか。

上條委員

私もそう思います。

高木委員長

では今言ったように、一定要件というのがただ単純に駐車場の台数だけではなくて、今言ったようなことも含めた要件の設定をして義務付けをする。そうでない駐車場に関しても、努力義務としてこういうようなことを書いていただくということで、検討していこうということによろしいですね。はい。

では13、14はいいかと思います。長野県独自項目、これも後に回しますか。

4ページ目の26、27、28から、26から39までの部分ですね。自動車の公共交通をどうやって利用していくかについて、県や市町村がどういうふうに対応していくのかということについてですが、ここでは自動車の使用抑制や、公共交通機関への利用転換等を行うという努力義務が書かれている。方向性としては合っていると思いますが、この表現でよろしいかどうかです。

黒沼委員

そうなんですよ。大阪や京都は、地下鉄やJRなどの公共交通機関が発達して、利用しやすい。ところが、長野県のように公共交通機関が未発達なところで利用転換すると、いくら条例で掲げても、絵に描いた餅になると思うんですよね。例えば26とか28など、市町村が施策として講

じる具体策を掲げることが必要と考えます。

諏訪委員

今の黒沼委員の意見にまったく賛成です。今回の案におきましては大項目となる努力義務というものが、網掛けでもって特定されていると申し上げましたけれども、それは大変望ましい方向性を形づくっていただいていると思います。

しかし今おっしゃったように個別の、例えば28番ですとかそういった施策の部分も、この努力義務だけではない部分で、施策として載せていかないといけないとは申しませんが、具体性に乏しい、実効性を求める県民の声を裏切るとまでは言いませんけれど、その意にそぐわない条例ができてしまうのではないかという危惧を非常に持っております。

今の公共交通部門もそうですし、それからほかの部門、例えば建築物関係のもので、特に自然エネルギー関係に至っては、再生可能なエネルギーを優先的に利用するという努力義務で、すべての項目がカバーされてしまう気がする。

これでは具体性ですとか、実効性ということを保証することが非常に難しくなると思います。ですので、今個別にこの方法で、この施策をとることをやっていって、時間的に間に合うか分かりませんが、本当にそれをやるのであれば、ポンポンとこれこれこの施策は、施策として努力義務ではなくて残すべきだという文言を、事細かく出していくような形で残していくのだという、そういう共通認識もしていく必要があると思います。

高木委員長

はい。

橋爪委員

非常に、難しい課題だなと思って聞いておりました。基本的には努力義務でいいのではないかというのと、今言ったようなことも裏につくらなければいけない。というのはですね、財政的な問題を背負うのだという覚悟がないと、それができないと思うんです。

それはやはり、そういう形の財政をかけてうんぬんするのだと。ですけど地域によっては、それは公共交通機関でも、やっぱりそれよりも個人のほうが軽いなというところがあるだろうし、この部分までは広げようじゃないかと、年々変えていけばいいかもしれませんが、ある意味ではどの程度の規模でやったらいいかという問題があるかもしれないなと。

方向としてはそちらに行ったほうがいいのだろうけど、これからいろいろなことが出てくると思いますが、その問題がひとつあるので、その努力義務のほかにもどの程度うんぬんというところがひとつあるのではないかなというふうに思いました。橋爪です。

高木委員長

ここに書いてある大項目としての使用抑制、公共交通への利用転換、そのことについては何も問題はない。ただそれを「この努力義務だよ」ということで終わっていけば、実際に動くことが非常に難しいので、28番あるいは26番の意見というようなものをそこに載せておくことによって、方向性をよりシャープにはっきりとさせたい、という意見と、しかし現実問題としてはすべての市町村に対して、例えば「TDMを」と言

われても、当然小さな村で「TDMと言われても」という話になるでしょうから、長野や松本のようなところであるならば、すでにある程度検討に入っているわけですし、それをどうやって広げていくのか。

より小さい町村にまで、どうやって広げていくのかという方向性をつけるには、どうしたらいいのかという議論になるのだらうと思います。やってはいけないという話ではなくて、何かそういうときの解決策というのは、何かないでしょうか。

岡本委員

さっき、県民計画の位置付けのところでお話をして、諏訪委員には賛成であると言っていたのですが、あのことは全体で確認ができたと思っていいのでしょうか。

高木委員長

それもよろしいんですね。

(反対なし)

川妻委員

ええ、いいと思いますよ。

岡本委員

そうならば、確かにこの大項目というのではなくて、むしろ表現としては骨太の項目で表現というふうにしていけばいいのかなと思います。必要なことを的確に、力強く表現するというような意味合いでしょうか。

そこにさらに表現を補足するための小項目というのを付けながら、いちいち書く必要があるのかないのか分からないけれども、あるいは詳細とか対策は、県民計画においてするというのを、条例の中で決めていくと。

その県民計画の対策シートにあたる部分は、常にこうフラッシュアップして新しい意見なり、やり方なりをどんどん更新していくというふうな位置付けと構えにしていけばいいのかなと。

細かいことを入れることによって、骨太の部分を補足するのだけど、細かいことを羅列してしまうと、また骨太の部分が見えづらくなってしまふというジレンマがあると思います。それを県民計画とうまく振り分けてやっていけばいいのかなと思います。

それにしても、「これだけではちょっとあまりにも」というふうな諏訪さんの意見に賛成です。

川妻委員

今の続きですけれども、県民計画の中で見ると、公共交通機関、自転車利用の促進する、交通体系の創造という、これがみんな対象名に入っていますが、これ自体は温暖化対策というよりも、好ましい交通政策をどういうふうにつくるかという中に入れなければいけないので、そのときに一番の問題は車と公共交通機関との連結を十分、どういうふうにシステムをつくるかというところが非常に大事で、県民計画にもありますとおり、パークアンドライドシステムが、これがうまく成功していると車というのと住み分けて、それで近場の公共交通機関へ車で行く、そこから行くというふうなことが、それぞれの地域特性を合わせてうまく進んでいくのだらうと思うし、そういう事例はかなりあるし、長野県内でもそういう動きは少しずつ見えてきているので、それを何らかの形で促

進するようなことを、もうちょっとビシッと入れて、その具体化についてはこの条例の中で全部は書けないでしょうから、そういう事項をしっかりと入れていくというべきではないかと思います。

上條委員

はい、よろしいですか。いいですか。

高木委員長

上條さん。

上條委員

根本的なことなのですが、今、条例化する事項を挙げていると。その中で義務化ということと、努力義務という、こういう2つの項目にいろいろ分けているということなのですが、義務化とした場合に、義務に違反した場合に何かペナルティがあるか。こういう問題がありまして、いくら義務だ義務だと言ってもペナルティが何もなければ努力義務と五十歩百歩だと思います。

努力義務であれば、同意的義務であり、そして義務化であると法的義務であるというふうに、そう簡単にはならないと思われま。大阪の条例を見た場合に、義務化されたものについては公表というようなものがあって、公表という制度が義務化の裏付けになっているというか、そういうふうに理解をされました。

ところで長野県の場合に、義務化をする場合に、義務化、義務化と言うだけでは、実はあまり意味がありません。義務化をされたものについて、もし義務に反した場合に、どの程度のものをやるかという、その辺を考えなければ義務化と努力義務というのは、そんなに差がないというか、それだったら全部義務にしても同じぐらいかなと、そんな気はします。

今、漠然と義務と努力義務というふうに言っているけど、何かどういふ対処をすることによって、法的に守らせようとするのか、その辺のところも本当は議論しなければいけないと思いますが、それは議論すると大変だから、後回しでもいいと思いますが。

そういうことを前提に置きながら、考えたほうがいいのかと思います。

高木委員長

どうでしょうか。

上條委員

それから、京都のほうの要綱で義務化というのがかなり含まれていますが、事務局にお聞きしたいのですが、義務化されたものについて、もし義務に反した場合、どういうペナルティがあるのか、どういうもので担保されているのかというのは、あまりその要綱を見ても出てこないのですが、どのような仕組みになっているのでしょうか。

木曾課長

基本的なところは、先ほど申し上げた公表のものが、いい場面においては公表と、それから出してきていないね、やってもらってないね、というような公表を両方含めてやっていくということです。

それからもっと重要なことで、罰則等の部分について、これは絶対罰則まで乗せなければならぬという部分が出てくれば、それはまた検討したいということです。

高木委員長

たぶんこの罰則というか、義務化の裏付けとしては京都のやり方と長野のやり方を、そう大きく変えることは難しいのではないかという面もあるかと思いますので、基本的には公表をする、それもいい点だけではなくて、悪い点も公表するということではよろしいですか。

川妻委員

ものによりけりですけれども、実施したところについて公表するのはもちろんですが、実施しないところも公表しつつ指導したり、援助したり、そういうことを通じて情報提供して、言ってできないのは、能力がなくてやらなかったら援助するというふうな、並びとしてはそういう考えが必要になってくるのではないかという感じがしています。

それとちょっとついでにこの問題が出たので、一応認識としてお伝えしておきたいのですが、東京都の条例でも同じように対象事業所を挙げて、削減計画を提出させるというふうになっています。

東京都はばかでかいところで、対象事業が非常に大きいというところだけじゃなくて、実際にほとんど実施されていないんです。なぜかというと、それを捕捉する庁内の体制ができていないんです。

だから、この義務を守って削減計画を立てなさいと。そして出したところは公表する、出さないところについてはきちんと指導し、それについても公表するというようなことで、ものによりけりですが非常に力があることなのです。

そうじゃないと、これは書いただけではできなくて、そのことをしないと実効性が上がっていかない。残念ながら東京都のものをもう少しきちんと調べたいと思っているんですけども、実施体制が非常にお寒い状態で、あまり実行されていないと聞いています。

諏訪さん、ご存じでしたらちょっとお聞きしたいのですが、かなり大変なことで1個1個事業所を検討して、どう支援援助する、あるいは公表する。これ自体を丁寧にやるには、相当の自治体がそういう姿勢を示して体制をつくって努力しないとできないと思います。

高木委員長

はい。

諏訪委員

諏訪です。東京都の事例について私もまだ勉強中で、詳しいことは完全に把握しているわけではないですが、現在のところトップダウンで動いている部分があると思います。それに対して、これらの推進体制が未熟な部分があるかと思っています。

東京都を例にするわけではありませんが、トップダウンで進めようとするものに対して現在推進体制をつくらうとしている、そういう途上段階にあると認識しています。

高木委員長

推進体制をどうやって構築するか、まだこの中で議論していくのはたぶんできない。

川妻委員

ちょっとそれは別個の問題です。

高木委員長

そういう話なので、一応どうしたらいいのか。努力義務と義務付けと

の違いは、公表という手段を原則としてやっていくということはいいいとして、4ページ目の公共交通機関と自転車の部分に関することについては、ここに書いてある文章だけではあまりに言葉足らずなので、そのところに例えばTDMであるとか、非常にいい考えだということを出ていた28番の公共交通協力機構のような、要するに広域型のものをつくることを検討してほしいというようなことを乗せていって、少しでも実効性を確保していくようなことで、このところを合意いただきたいのですがよろしいですか。

橋爪委員

橋爪です。努力義務というのか、この場合公共体なり利用転換をどのように捕捉するのか、それにしても個人なのか企業なのか。逆に言うと、公的な交通協力機構をつくった場合には、その地域に住む人たちは、強制的にそれに乗るようにするのか、たぶん非常に難しい問題が出てくると思います。

というのは、帰宅時間がどうだとか、いろいろな感じが出てくるので、もし入れたとしても、私は形式的になってしまう、同じになってしまうのではないかというふうに思います。

理念的には分かりますけれども、それとやはり都会と言っちゃいけないけれども、大阪とか京都というところと長野県はだいぶ違うし、長野県でも長野市だとか松本市のようなところと、ほかの地方都市だとだいぶ中心地に対するアクセスだとか、いろいろの状態と違うので、この辺につきましてはよく分かるのですが、「じゃあ、どうやるんですか」というのは、条例というふうに見た場合非常に難しいので、県民計画の中でいろいろやったほうがいいのではないかと、私は思います。

黒沼委員

すみません。もう一言付け加えさせていただきたい。京都市の場合、条例の基本的な考え方について、平成16年2月に出ているわけですが、その中に市が講ずるべき施策の方針の中で、「TDM」もしくは、「公共交通の整備を図る」と条例を補足します。

もしもこの公共交通への利用転換を行うという、その項目だけにシンプルにしたいということであれば、県が講ずるべき施策として県ないしは市町村が何ができるかというところを示すべきだ提案をしたいと思います。

というのは、私が当初から言っていますように、長野県の場合には中山間地が多くまた、特にこのたびの合併で、年寄りとか自動車に乗れない人たちは、なかなか普段病院へ行くとか買い物に行くとか、そういうところが非常に難しくなっているという状況を、様々聞きます。

このたびのJR西日本の尼崎の脱線事故、あるいはJALの度重なる飛行機の事故を見ても、コストを削減できない公平性と安全性の確保を社会共有の社会資本の考え方、

つまり社会全体で公共をになっていくという視点が、特に重要であります。このたびの選挙で「官から民へ」と議論されていますが、色々な情報と経験を持っている行政がイニシアティブを取って、地域の人々のアイデアや力を借り、公共交通機関のシステム導入するを実現する過程をを明確にすることだと考えます。また、そのためにかかる費用の財源をどこから持ってくるのか。具体策に踏み込む必要があると考えます。

諏訪委員

諏訪です。ひとつ今、黒沼委員のほうから出ていた財政的なバックアップというようなことについて言及されたわけですが、これに関しては岡本委員のほうからも必要な財政的な措置を講ずるということを通認識とするという文言がありました。

こちら資料3で、私自身確認しておきたいのですが、いろいろな財政部分に関しては、「地球温暖化対策を効果的に実施するために必要な助成・税制その他の経済的措置に関する調査・研究を行うものとする」ということが、幾つかの項目で出ていますが、これに関しては具体的な骨子というものになっているかどうか、ちょっと確認させていただきたいのですが。

高木委員長

いかがでしょうか。

木曾課長

具体的な骨子にはなっておりません。

諏訪委員

はい。これは骨子とすべきという共通認識でよろしいでしょうか。

黒沼委員

はい。私はいいと思いますが、ほかの方々はどうか。

高木委員長

具体的に今、骨子として網掛けの中でこれがうたわれていないというのは、どういう理由でしたっけ。

黒沼委員

例えばファンドのところとか、それからあとお金の裏付けについては書いてあります。

事務局

すみません。今のお答えになるか分かりませんが、ここの網掛けの部分に書いてある「調査・研究を行うものとする」というのは、個々の税について、例えば環境税とか、そういったものを1個1個具体的に表してはいないということで、課長が今お答えしました。

そういった税の関係については、ある程度時間をかけて慎重にやらなければいけないということもあって、そういった税の関係というのは、やらないということではないと。

条例の中に、こういうような形で調査・研究を行っていくと。税制、その他経済的措置に関してやっていくと。その中で必要なものは、実現を図っていくということですね。そういう形での表現に換えさせていただきたいということで、ここに記載してあるということです。

黒沼委員

40、42。

事務局

40、42もそうなんです、それ以降の税の話に関しては、いずれもこういった表現で記載させていただいております。

諏訪委員

今の事務局さんのご説明は趣旨が大変よく分かりました。具体的には、そのような調査・研究を行っていきながら、必要な財政的措置というのが洗い出されていくと考えます。

私は先ほど岡本委員の意見もありましたように、条例を実行する、担保していく上で必要な財政的措置が講じられる、温暖化防止条例の骨子としてあるべきで、その必要となるものが何だったのかということが、いろいろと調査研究をしながら特定していくものであると、そういう
考えておりますので、条例の骨子として必要な財政的措置が講じられることが、まずあるのだろうというふうに皆さんと共通認識を持っていきたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

高木委員長 先ほどは、TDMの具体的な施策がどうのこうのという話が出ましたが、それよりも財政的な面から基金の規律があったほうが良いという。

川妻委員 横断的なものですが、そういうふうになれば、法律なんだから。

上條委員 あまり条例の中で、財政的に発動するということはいれないね、普通はね。案文とか考えたほうが良いな。予算のことは、予算で決めるべきですね。

橋爪委員 橋爪です。私はぜひ入れてもらいたいと思います。やはりそれを転換するためには、ある意味でいうとその裏付けを。施策の順位付けは、全部ができるわけではありませんので、非常に難しいところなのですが、やはり転換するために長野県は自然、バイオだとかあって、いろいろ計画などに出っていますが、そういうことを具体化するために、やはりこういう財政的な裏付けが、「もうやるんだ」ということを、私は出す必要があると思います。

高木委員長 それではこの4ページ目の上の段のところに、40、42の意見の財政的な裏付けを講じるのだという文章を付けていくという。どういう文章が良いのか、ちょっと適当なものが分かりませんので、文章についてはある程度事務局にお任せして、次回までに事務局なりに条例として載せにくいものもあると思いますので、それを検討していただくとして、財政的な裏付けという言葉、ぜひこの骨子の中に入れていくということで、この場を丸めたいのですがいかがですか。

諏訪委員 はい、諏訪です。
今の委員長のおまとめに大変賛成なのですが、ひとつ確認しておきたいのは、今申し上げた財政的措置というのは、公共交通機関のみならず、他の分野でも政策横断的に関わるものですので、目的、理念の次くらいのレベルでうたっていたらかなければならないと思っております。

高木委員長 そうしないと、ありとあらゆるところでこの文言が入ってくる、しつこく入ってくることになってしまうので、ここに入れたい。

橋爪委員 私はここじゃなくて、違うところで入れたい。
変な話をすれば、公的交通機関でやるかということ、先ほど言ったように公的交通機関でやるとしても、ある財政規模のところしかできないと思いますので、全体的にどのようにあるかというのをいろいろ進めるに

あたって、財政的な裏付けをもってやらなければいけないから、単年度ごとなのか、数年ごとにしろ、優先順位を付けてある程度進めていくということが必要ではないかと。私は、財政的な裏付けということについては、その程度に思っています。

高木委員長　　今おっしゃったのは、公共交通のことにかかわらずという意味でおっしゃった。

橋爪委員　　はい、そうです。
それも必要かもしれませんが、いろいろな自然エネルギーとか、やはりむしろもっと転換をするようなところで進めるようなことがあるのではないかというふうに思います。

高木委員長　　今さっき諏訪委員がおっしゃったのは、目的、理念があってその次に財政的な裏付けを講じるという言葉を入れていって、次に対応措置が入っていくという形のほうがいいという意見なので、それに近いですね。

橋爪委員　　そうですね。

高木委員長　　はい。当然、財政的な裏付けという言葉は絶対どこかに入るべきで、それをもっと表のところにガンと出すべきだという意見であれば、何もここでことさら入れる必要はないわけです。

そうすると、もう一回整理し直すと、元の文章に戻るということになるのでしょうか。

財政的な裏付けという言葉が、もっと前のところに入っているという前提であれば、ここに何も入れる必要はないし、具体的なTDMとか公共交通協力機構というようなことは、むしろ県民計画というようなところで細かく決めていけばいいので。

黒沼委員　　県民計画というか、県がそれぞれの責務だとか施策の方針とかというのを入れるというふうにおっしゃいましたよね。この条例の、書いた後に。そこに入れてもいいんじゃないかという、そういうことです。

私は実は、利用転換を行う努力義務であれば、もうひとつその補助として公共交通協力機構28番を入れてほしいなと思います。

だけどシンプルにしたいということであれば、今後の施策、県が講ずるべき施策の方針として、責務として入れてほしい。どちらかにしてほしいです。

高木委員長　　はい。

上條委員　　すみません。各団体の責務の中で、予算付けをするということは、たぶんそういうことは条文上入れたくないと思います。なぜならば、全ての法律を知っているわけではないけれども、全てのものはよかれとってつくっているの、予算措置はたくさん講じてもらいたいということは前提としながらつくられているわけですが、全ての法律に書いてしまえば、結局一緒なんですよ。

だから特別にこれについて予算措置を講じろという、県を縛るような条文で入れるなら分かるけど、一般的なことであまり入れても意味がないような気がしますし、それはほかの条例とか、ほかの法律との整合性もあるのかという気もするんですけども。

この条例だけ、ちょっと予算措置ということを責務の中に入れて、後の整合はどうなってしまうかと。すみません、ちょっと。

岡本委員

先ほどお話ししたのは、まさに言葉としてよくないかもしれないけど、県を縛るという言葉がありましたけれど、書きっぱなしにしないという意味で、やはり現実的に県民計画ができてから進んでこなかったことの重大な原因のひとつに予算措置がうまくできなかったということがあると思います。

民間からのお金をあてにしたプロジェクトというのもあったけど、つまり人のふんどしでやろうとしたけどうまくいかなかったということも、非常に反省点としてあるわけだし、やっぱり自分のところで予算付けをしながら書きっぱなしにしないという責任体制を講ずる。

京都の場合、2ページの4の(2)のところでは、「府は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するとともに、これに必要な財政上の措置を実施」というふうに書いてあります。

それと同時にその上に書いてあるのもとても重要で、財政上の措置が実施されれば、結果としてまたすべての施策や事業、PDCAサイクルの全過程において地球温暖化を防止する観点からの取り組みが進んでいくという、それぞれがお互い裏付け合う関係であるわけです。

そのところで、そうは言っても厳しいからといって、お金の問題を避けてしまったときには、どんないいシステムをつくっても、どんなにいい仕組みをつくっても、事務局体制もつくれなかったり、フォローする体制もできなかったりということがあります。

お金と組織とバランスよくつくって、現実的に進んでいくということを目当てにして書いていかないと、県民の目から大げさなことを書いているだけでできるのかという話にもなるだろうし、ひとつずつ進めるといことはそういうことなのかなと思います。

高木委員長

今のところに関しては、皆さん方向性は完全に合っていると思っているので。例えば京都府が、これが骨子から最終的なものになったときに、どういう形になるか分かりませんが、京都府でも財政的なことは書いてあるわけですから、何らかの形でそういった裏付けがほしいということ为前提に、事務局で考えていただくということで進めたいと思いますが、よろしいですか。

黒沼委員

分かりました。

高木委員長

とにかくここで終わるわけにいかないの。

だんだん2時間近くたってきて、4ページというのは想定外。しかも大きな問題を後回しにしてきて、この時間の想定はちょっと予定外でありまして。

- 岡本委員 大丈夫です。予算がつけば進みますから。
- 高木委員長 もうちょっといったら、ちょっと一休みをしましょう。
では、その下のところで自動車の販売店の話が義務付けで、努力義務としてみんなで低公害車、低燃費車を使おうよという話が出ているわけですが、ここについてはどうですか、よろしいですか。
- 全員 はい。
- 高木委員長 もうちょっといきますか。
家電製品の省エネルギー関係のところですが、一定以上の量販店に関しては、省エネラベルを義務付け、そして高齢者にきちんと説明すること。それから一定規模以下でも、努力義務としてそれをやってくださいということです。これもよろしいでしょうか。
その次の扱いは、なかなか難しいところなんですけど、もともとは一般家庭でどうやって省エネをさせるかという話できていますが、文章として「日常活動に関し、地球温暖化対策のために必要な措置をとるものとする」という、これは一応ここでは載っています。
言っている意味としては、みんなが努力しようよというのをここで書くことで、当然これは義務付けというよりは、努力義務にせざるを得ないのかと思います。ここの扱いはどうしたらいいでしょう。
煮詰まっていなければ、ちょっと休憩を取りましょうか。
- 川妻委員 ちょっと文言を換えればいいのではないですか。
- 橋爪委員 はい、何となくこれしかないかなと思ったんですが、やはりこれからもっと積極的にやるべきだと思っています。
こういうことについて必要な処置は取るし、これは温暖化防止センターあたりにぜひやってもらいたいなと思うのは、家庭の省エネ化についての相談員を各市町村に設置するとか、具体的にそれを支援することと、そういう指導をする。
やってチェックをしたいという人については援助するような、そういう仕組みをつくるというのは重要ではないかなと思うので、いかがなものでしょうか。
- 高木委員長 おしゃっていることは大体そのとおりで、省エネをやりたいと考えていらっしゃる方でも、自分はどうしたらいいのかわからない方がいくらでもいるわけで。
省エネパトロールというのは企業対応ではあるわけですが、その個人、家庭版のようなものをつくるというようなことに、地球温暖化防止活動の推進員さんをうまく使う。あるいは推進員さんのシステムを、もうちょっと百何十人ではどうにもならないから、もっと数万人規模のそういう。
数人のけ反っていらっしゃる方もいますが、どこの自治区でも「1人や2人そういう人がいるよ」みたいな、何らかのことをここに文章で入れていって、個人の省エネ活動をサポートするようなことをやるぞとい

うことを今後検討するということですね。それしか方法はないですよ。ありますか。

諏訪委員

諏訪です。

おっしゃる方向性は大変いいと思います。省エネ推進員というものに関しては、その他の部分で、さらにその向上の点について検討しなければならないと思いますので、そちらのほうと統合した形で体制づくりについて検討してみたいかがでしょうか。

高木委員長

分かりました。

今のはそのとおりで、ちょっとここに書いてあって、後ろのほうにも書いてあって、ちょっとばらばらしている項目だなと思っていました。では、この話はもう一度後で取り上げるということにします。

ここで一度、10分ぐらい休憩にします。3時10分から再開ということをお願いします。

(休憩)

高木委員長

それではよろしいでしょうか。再開したいと思います。

今ちょっと、休憩の間に話をしていて分かったことがあるのですが、橋爪委員が4時半ぐらいまで、それから黒沼委員が4時50分ぐらいまでというような、ある程度時間の制約があるということなので、最初の私のもくろみとしては、皆さんが共通認識で、細かいことはともかく、これについて、ある程度みんなが「ああ、こうだよ」と軽くいけるところを先に話しておいて、実はそれは1時間もあれば、3時ぐらいには終わるだろうと思っていました。つまり、3時までに16ページまでいこうというように、甘く考えておりました、それが実際には、5ページの途中で止まってしまったという状況になります。このままいくと、2人がお帰りになった後に、ある程度議論をしなければならない部分が出そうな気もしておりますので。

上條委員

私も4時20分ぐらいになると思います。

高木委員長

あまりいなくなると議論もできなくなりますので、最悪でも5時ぐらいまでには何とかしなければならないということになると思います。どうしましょうか。

諏訪委員

私の個人的な一案なんですけれども、これだけ議論が活発に行われて、議論を進んでいるのは非常に貴重なことだと思います。もし事務局様のほうでも、このような認識が妥当だと考えられるようでしたら、例えばここに書かれているスケジュールというものを、それほど固定的に考えずに流動的に考えて、今回の議論を次回に分けて回して、少しそれなりにスケジュールを考えていくのが可能なのか、ちょっと木曾課長さん、事務局の方に、ご努力が加味していただきたいんですが。

木曾課長

私どものほうの希望としては、これは一番これは最初にも申し上げた

と思うんですけれども、私どもの最初の姿勢としては、そのような格好でのスケジュールなんですけれども、検討委員会の中で議論が尽くせない、どうしてもやはりもう1回というような、足りないというようなことになって、議論が足りないままに、中途半端な結論が出てしまうというようなことになっては、ちょっとまずいものですから、検討委員会としてどうしても必要という話になりますれば、それは重大に考えていただきたいというように思います。

高木委員長

ただし、この中で話しているだけではなくて、あくまでも市町村に対してあるいは県民に対して、いろいろな人たちに対して、こういうようなことをやるという説明会も、我々の最初の認識としてできるだけオープンにして、議論が外に見える形でなくては駄目ですよというのもありましたので、それを減らすことはもうできないと思うのです。

つまり議論が1回遅れるために、これは省略するということはできないだろうと思うのです。

諏訪委員

諏訪です。おっしゃるとおりで、議論、それから説明会なども尽くしていかなければならないんですけれども、2月の議会の上程というものを、どこまで固定的に考える必要があるのか、ちょっと事務局の方からコメントをいただけないでしょうか。

木曾課長

先ほど申し上げましたように、まさに目標でございます。そこを目標においてやっていくということですので、議論の足りない中で、延長が必要だと思うのであれば、それは重大に考えてもらっていただいて結構です。

高木委員長

もうひとつの考え方として、我々の中でコンセンサスが得られた項目をスケジュールに乗せていって、コンセンサスが得られないけども、どうしても議論をもっとしたい、議論をもっと深めたい項目に関しては、継続して議論をしていって、最悪のというか場合によっては、来年の2月の議会に上程させ、その部分は後付けで、来年の秋あるいは再来年の2月に、追加で条例案として乗せていくというようなことは可能なんですか。我々が、我々と同じ委員でやりたいとは限らなくて、別にそれはいいのですが。

木曾課長

議論が足りない部分の中身にもよるんだと思いますけれども、本当に屋台骨になるような部分が残ってしまった場合には、やはり不可能ですし、できたらすべてまとめ上げたところで、1本で提案というほうがですね、いろいろな前後関係が出てくる条例に至るかと思しますので、県職員的には1回の提案ですべてということですよ。

諏訪委員

ということは、6月に一本化で提案ということでもよろしいのでしょうか。

木曾課長

2月議会の後は6月、9月というような格好になりますので、どうしてもそのような格好に、検討委員会としてまだ尽くしていないというこ

とになれば致し方ないということです。

高木委員長

今の事務局の話としては、条例を小出しにするといっちは変ですが、1本出して、それに対しての追加のものを2回目に出すよりは、来年の6月に1回にまとめて議会に提出するほうがいいということをお考えのようです。

スケジュールに関しては、私どもは分かりませんので、事務局のほうでそういうことであるならば、そのようにせざるを得ないというか、そのいう考え方でいかざるを得ません。

もちろん2月に間に合わせるように議論を尽くして、例えばこの委員検討会の回数を、もう1回どこかで増やすことによって、何とか2月に間に合うならば、それに越したことはないわけですから、それは最優先だと思います。もちろん皆さんお忙しいから大変なんですけど、そのような対応もできます。

川妻委員

今日はちょっと、出だしのところで1時間ぐらい取り組みのところ、私も責任を感じますけれども、時間を取ったので、この後の対応措置についての検討を、今日は全部、大事なところを、何人もの方がいらっしゃる間に全部やるというのは無理だと思うんです。もう1回、主要な項目についての議論をきちんとやるという機会をもってすれば、大体大筋のところは合意できるのではないかと思うんですよ。

だから、4回と5回がありますよね。計画の。その間に、第5回に対応させる案を、我々としてはこれでいくという案をつくるために、もう1回議論をする場所を設ければ、大筋はできるのではないかと。それを今日、全部大筋の対応措置の基本のところを全部やるのは、ちょっと。

高木委員長

何時までということもないので、取りあえず今日、あと1時間ほどで、最終的に帰られる方がいるので、その1時間の間に、もめそうなところをやるべきなんじゃないでしょうか。それとも比較的簡単そうなところをどんどんやるほうがいいのか、そこが私はよく分からないのですが。

岡本委員

お帰りになる方でぜひ言っておきたいことから進めたらどうですか。

高木委員長

そうしますか。はい。それでは、3人の方が、少なくとも4時台にお帰りになりたいということなので、その3人の方から、「ここはぜひ」というところがあればそれを言っていて、ちょっと順番がまためちゃくちゃになって毎回混乱しますが、そこから議論に入りたいと思います。

川妻委員

取りあえず入るのはいいんですけど、それで言っておいて、あとはもうこちらに任せるといふ形だと、結局議論を残してしまうと思うんです。

高木委員長

では取りあえずまず3人の方に、ここはということ、議論はしないで番号だけ挙げていただいて、その中でどれを今、残された1時間ちょっとの間にやるのかということをお話してということなんです。

川妻委員 そうですか。

宮本委員 すみません。単純な考えですけれど、第4回と第5回の中に、もう1日取るということは、無理なことでしょうか。

高木委員長 それは不可能ではないですよ。ではその日程を先に考えますか。

木曾課長 後で。私どもはもったいないので。この時間がもったいないので、後で私どものほうから連絡を取らせていただいて、取りあえずそうさせてもらっていいですか。

高木委員長 はい。ではもう1回は入ると。だけど、もう1回が限界でしょう。

木曾課長 ちなみに土日でもいいというようなことはございませんか。選択肢としてはありますけれど。あれば日程というか、入れてもやっていきたいと。

高木委員長 私も別に、勉強になればしょうがないかなという気がしますね。

木曾課長 すみません。

高木委員長 ただ、スケジュールが結構入っているんです。

橋爪委員 候補を挙げてみて、それでやってください。

高木委員長 では、スケジュールの話は今ここでしないということで、ただ9月の2日までしかないので、3週間の間にもう1回入るということで、ちょっと諏訪さんや、遠くから来られている方に申し訳ないのですが、それはやります。

 もう一度聞きます。橋爪委員、黒沼委員、上條委員の3人の方に聞きますが、これはぜひ今ここで検討してほしいということはありませんか。要するに、ここだけは一任はしたくないということです。

上條委員 私は順番どおりやっていただきたいと思います。

黒沼委員 私もそれでいい。時間がもったいないし。

上條委員 そのほうが整然とできていいと思いますけどね。

高木委員長 そうですか。

上條委員 虫食い状態にすると難しくなると思うんですが。

宮本委員 すみません、先ほど言い忘れていました。3人の方ではありませんけれども、先ほどの5ページはもう終了したということでしょうか。

高木委員長 5 ページの真ん中の段の、建築物関係から入ろうかと思えます。

宮本委員 そうですか。上の段で、私は見落とししたのですが、一定規模以上の家電販売事業者は、ということで義務付けていますけれど、省エネラベルもそうですが。

高木委員長 はい。そうですね。

宮本委員 これは、全部を対象には無理ということでしょうか。

上條委員 可能かな。

宮本委員 これは、可能なような気がするんですが。

木曾課長 一応、やっていただくのは全部があれですが、片方の一定規模以上が義務付けて、ほかのほうの小さいところは努力義務というような格好で、一応全部の家電販売店にはお願いするという格好です。

高木委員長 宮本さんは、すべての販売店に義務付けしたいということですか。

事務局 すいません。ちょっと販売店の現状を、今、県のほうで、省エネラベルキャンペーンというのをやっております、その状況を見ますとですね、家電販売店であっても、例えばディスプレイとか商品がない小さな販売店が、長野県には結構あるんです。
その場合に、省エネラベルを表示したくても、店に物がないのでできないということが出てくるんですね。ある程度お客様に商品を選んでいただくためには、ある程度の台数があって、ある程度見た目で比較できるようなところでないと、あまり効果がないのかなというようなことはあります。
ですから、その一定規模以上というのが、例えば5台以上の展示をしてあるところは義務付けにするけれども、4台のところは努力義務にするとか、そういった色分けをさせてもらったというのが実情ですので、その辺も加味してご議論いただければありがたいかと思えます。

高木委員長 宮本さんのおっしゃりたいこととしては、どんな小さいところでも、ちゃんとそれが説明できるようにまず勉強してほしいということなのか、それともきちんと貼ってほしいということですか。

宮本委員 もちろん貼っていただければいいですけども、説明してほしい、説明する義務を負ってほしいと思います。

高木委員長 売るときに、必ずそのような省エネ制度について説明する義務を負ってほしいということですね。

宮本委員 はい。

高木委員長

言葉の付け方として、それが するんですか。

川妻委員

さっき言おうと思ったんですけれど、町の電気屋さんが説明するというのと、町の電器屋さんに努力いただいて、次のところもそうなんですけれども、家庭での省エネについて援助できるような電器屋さんになってもらおうと。自分で省エネを、商品について説明するわけではなくて、セットで。そのいう形で、電器屋さんという事業者を、この省エネ温暖化対策の、重要なひとつの戦力というか味方にするというか、そういう方向でやればいいのかないかなと思うんですけれども。

そのためには、宮本さんが言ったように、あまり一定規模ということでもどんと構えているところだけではなくて、町の人にも電器屋さんにも、全然商品を置いていなくてやっているというところは、ちょっとやりようがないということも多少はあると思うんですけれど、まあそこら辺のを見てもそこそこは置いてありますよね。そのいうところにはちゃんと張ってもらって、説明ができるようにしてもらおうというのは、義務付けができると、やれるということだと思えます。

ちょっとその辺に加えてご協力願うというか、戦力になってもらおうという省エネ対策について、町の電器屋さんを取り込むという。それとも次のところには、考え方として入れたほうがいいのかないかなという意見でした。

高木委員長

どうでしょうか。

上條委員

いいですか。業界事情はよく分かりませんが、主に熱交換をする家電製品が問題になって、ここでもエアコン、冷蔵庫、ほとんど書いてありますけれども、そのようになると、比較的大きいところかなという気がするんですね。

だからそのようなものを扱っていない小さいところは、ちょっとこの問題には関係なさそうなんですけれども、そのようなエアコンとか冷蔵庫を扱っているようなところだったら、すべて協力してもらおうということは、私はお願いしてもいいと思いますけれどね。

だから私は、一定規模以上に限らない、すべて義務付けということは、十分あり得る状況ではないかと思えますけれど。

川妻委員

小さいところでもエアコンは売っていますよ。

上條委員

ありますか。

川妻委員

売っていますよ。大体、置いておかないとちょっと売りようがないという、そのようなことはありますよ。

上條委員

でも、すべてこのような電化製品といっても、きっと蛍光灯とかあまり関係ないんですよ。だから、そのような限られた商品だけの世界の話だから、それは努力してもらおうということ、私は広げてもいいのではないかと思います。ただ、業界事情にちょっと詳しくないので、そ

れ以上は言えません。

橋爪委員

私は、この説明するというのは、省エネラベルとかいろいろなラベルがあるのでもいいんですけども、具体的に省エネといっても難しいなと思います。説明できるというように誰が判断するのか。要は「省エネについてはこうだ」と言えばいいですし、普通は「こうやって使うと、1日に消費電力はどのくらいですよ」という話が大体出ると思うので、そこら辺のところは購入する人の話のような気がするし、むしろトップランナー方式、いわゆる先端、いわゆるそのような形のところを積極的に、私はこうやってもらいたいなと思います。

要はあまり普通の説明と言っただけとはいけないけれど、だんだんだんだん省エネラベルも、1年か2年たつとみんな全部が省エネラベルになるよという話になってしまうので、むしろトップランナー、理解をして説明をして、「これのほうがいいですよ」というような形で説明できる人ではないと、省エネラベルというのは、ある意味でいうと、象徴的なものも一部にはありますので、私はあまりこだわらないほうがいいのではないかなと思いますけれどね。

それとやはり、ビジネス上小規模な人たちに、省エネラベルをどの程度理解してもらおうかというのと、環境ラベルの全部について、これは長野県のラベルということになれば、電器メーカーにそれを全部説明しなければいけないですし、非常に、長野県でも信州省エネラベルというのが、何製品でしたかね、何かありましたよね。3製品でしたかね。この間エコ展でやっていた。そのような形のものはできるかと思うんですけども。私はむしろ、あまりこだわらなくて、そういうことを努力認識で、全体に取り組むというのだけでも、ある規模のところは、かなり専門的な話までいくようにしてもらいたいなというように思っていますけれどね。そんなふうに思います。

省エネだし、ライフサイクルでどうかと。値段が若干高くても、5年使えば電気料がこれだけ安くなりますと。したがって宣伝をして売るといふ、そのようなエアコンのチラシも入っていますよね。そのようなものを見ると、やはり省エネだし、ランニングコストを考えると値段が安くなるということになると、それはいい話だと思いますので、結構みんなそちらのほうへいくと思いますので、そういう説明をしっかりとできるということがありますけどね。

たぶん電器屋さんほとんど、やろうと思えばある程度のことのできると思いますので、努力義務にしていいのではないかなと思いますね。全体をするのではないから。

高木委員長

どうでしょうか。両方の意見が出ていて。

橋爪委員

ここに書いてあるとおり、「上記以外も同様にする努力義務」という課題で、「ある規模以上はしっかりやっていく、そうでなくても努力義務ですよ」といふ、これで私はいいいのではないかなというように思います。義務付けまでしてしまうとね。義務付けと努力義務とどのような違いなのかと、また議論しなければいけないけれど。

- 高木委員長 お客さんから電話がかかってきて、初めてエアコンを取り付けにきて、「もう、おたくに任せるから適当なのを持ってきて」と言われて付けるような業者さんもいっぱいいるわけですから、そういう業者さんまで全部公表するのかというような話になると、ちょっとこれは、大変は大変なんですけれど。
どうでしょうか、あまり言いたくないんですが、一応このままで残すというのでは駄目でしょうか。
- 上條委員 いいんですけどね。
- 川妻委員 この書き方として条例になったり、書き方としては「家電販売事業者は」ということで頭から入るんです。それで、具体的な規則にするのか、条例の細則にするのか、細かなところで一定規模のは義務付けがあるというのをどこかにうたっておく。そうすればそのようになってしまうので、この文言というのは変わると思うんです。対象にしているのは家電販売業全体になっているのだということがきちんと入れれば、後の細かなところで義務付けを、一定規模のところは、それだけではなくて義務付けられていますよということがうたってあれば、拾えるんじゃないかと。
- 高木委員長 この項目で、20分、30分かけたくないので、申し訳ないけれど。
- 岡本委員 はい。では、つまり消費者が迷ったときに、的確な情報を提供してあげる場所を、ここに一緒に書ければいいのではないですか。
- 高木委員長 はい。
- 岡本委員 そうすれば、一定規模も何もなし、たぶんここに書いたところで、おばちゃんか店番をしている電器屋さんかそれにしろと言っても無理だろうから、そういうお店に行ったときに、それでは「私は疑問に思うんだけど、このことについて、正しい説明をどこで受けられるんですか」といったときに、その受け皿をちゃんと答えられる人がいるということではないでしょうか。
- 高木委員長 では、例えば県の場所かもしれないし、業界の中でつくっているそういった かもしれませんし、省エネルギー、国のほうでやっているラベルのところを紹介する。あるいはそういうパンフレットを紹介するようなことを、この中に載せていただくというようなことで、ここは一応このまま、努力義務という形で、宮本さんには申し訳ないんですが、一応まあそれで進めさせてください。
いくらもう1回やるといっても、あまりゆっくりやっていると、また間に合わなくなります。
5ページの下建築物のところでも、同じように一定以上の規模の建物について、新築、改築の際に、環境配慮計画書をつくる。そうでないものでも、できるだけそのようなものを付けるように努力するという、この項目はどうでしょう。

諏訪委員

議論に進めたいという状況の中で、付け加えという形で、例えば京都の条例のほうでも、先ほどもちょっと触れましたけれども、4ページの上から3つ目の四角箱について、建築に関しましては緑化、屋上緑化または自然エネルギーの利用と括弧書きで書いてありますので、このように具体的に、温室効果ガス排出量に関する環境配慮というのは何を意味しているのかということ、括弧書きで構わないので書いてみてはと思います。

川妻委員

賛成。

高木委員長

長野の場合には、京都が書いている自然エネルギー利用と、屋上緑化というものももちろん重要ですが、もうひとつ建物自身の断熱化というようなことが入ってきますので、もし具体的にいるなら、そのようなことで書いてください。ではそれで、ここは進めさせていただきます。

次の6ページ目ですけれども、同じく建築関係のところ、これは分類でいうと民生業務部分の省エネをどのようにして進めるかという話になると思います。69番、70番は、冷暖房に関するものを、28度、18度というのは、国は20度でしたか。そういう温度をある程度具体的に書いて、やろうということですが、細かいことはともかく、冷暖房、対応措置の案として、「事業活動に関して、必要な措置をとるものとする」というこの文章についてですが、いかがでしょうか。

ちょっとこれだと、全然分からないのではないですかという。やはりある程度、冷暖房のことについても、踏み込んで書いてしまってもいいのかもしれないですね。どういうところがやらなくてはいけないのかということについては、また別途の必要があるいはあるかもしれません。

ヒートアイランド対策のところに関しては長野の場合、東京や大阪に比べると、あんなに激しいヒートアイランド現象は起きていないということもありますので、「ヒートアイランド対策について」を対応措置として具体的に書いておく必要は、それほどないのではないかと私は考えているのですが、そういう意味では、この対応措置（案）に近くてもいいです。これだとちょっとあまりに、何も書かれていないに等しくなってしまうので、ちょっと緑化のこととか、冷暖房の温度設定みたいなことについて書き込んでもらうということで、進めてよろしいでしょうか。

はい、それでは環境教育関連です。これは、あらゆるところで、幅広い年齢層を対象に、あらゆる機会を通じて、環境教育、環境学習を推進するという目的です。これは、主体はどこというようなイメージで考えていらっしゃるのでしょうか。県が、ですか。これは、対応措置の案のところ、このように書いてありますが、この主体は、ちょっとよく分からないのですけれど。

木曾課長

ここで不足しているのは県もありますし、市町村もありますし、ほかの、例えば温暖化推進センターもありますし、教育委員会もありますしというような格好で、一般的な言い方の中でチェックしています。

高木委員長

こういうのって主体が書かれていないときに、例えば市町村の教育委員会の方がこれを読まれて、「自分のことだな」と分かってもらえるものなんでしょうか。

川妻委員

はい。これは文言を一応このように取りまとめたというくらいのことです。やっていると思うので、やはり条文の柱とする場合には、やはり「県は」として、それで市町村をはじめ、教育的機関なりいろいろなところの協力を得て、こういうことをするのだというようにしないといけないと思うし、主旨としてはそのようなことなのではないかと。

ただし前から言っていますように、市町村に、このことをやるんだということを義務付けするようなことをすると、それだけで反発するということか適切ではないので、文言は別ですが、県は、市町村をはじめ、いろいろな教育団体、例えば私立の学校もあるし、さまざまな教育活動をしているところに協力を得て、このようなことを進めていくのだという、そのような主旨にと思っています。

高木委員長

はい。言葉はともかく、何らかの主体が分かるような書き方をぜひお願いします。学校の教育、それから生涯教育、いろんな公民館等の地域での教育と、いろいろなものがあると思いますので、そういったところが、自分たちのことだと分かるような形で、ちょっと主体を書きただけということだと思えます。ではそれでよろしいでしょうか。

24時間の項目に入ります。一番上は環境対策計画ということで、24時間営業を行う事業者は、温室効果ガスの排出状況の報告書、削減計画書、実績報告書をつくって、提出、公表と。作成、提示、公表ということ。この辺は、ひとつの目玉になるということで、県民計画のときからひとつ、テーマとして取り上げられているものです。

その下のところに書いてある、長野県独自項目ということで、市町村が24時間の営業に対して、例えば軽井沢がやっているように、24時間ではなくて、夜11時までにしてほしいとか、そういうようなことを申し出てきた場合に、地域指定して協定を締結するというような方法で対応していきたいというのが、次の独自項目のところに書かれている。

こちら辺についてはどうでしょうか。

川妻委員

県民計画の所は、24時間型営業の削減とありまして、長野県では、県民計画を読んで、「長野県では1990年度と比較して2000年度で、大規模な小売店数が約2.5倍増えている。189から479、そのCO₂排出量は民生部門の中の15%を占めるという推計があり、新規立地のほとんどが郊外のため、利用者の多くは自家用車を使用している。地球温暖化防止の観点から見ると、今後地域の土地利用を含めた、総合的な対策を検討していく必要がある」と、ここに書いてあるんですね。

これは問題意識としては、やはりこういう状況が今、拡大傾向になっているんですね。大型店、24時間化しないと駄目だ。こういうのになんとか歯止めをかけないとならないというところが、大いにあると思うんですけれどね。

ちょっと私が気がついたのは、既設の事業所と、新規のものを分けて考えると、少なくともこれから新規にやる場合には、なぜ24時間が必

要なのかということ、ある意味説明するというか、届け出るというのか、そういうふうなことをこの場では考えられないかどうかというふうに思うんですね。もちろんすでにやっているところについての検討も、協議していく必要かもしれませんが、この今の拡大傾向というのに、何らかの歯止めをかける手だてが必要なのではないかなというふうに思うので、そのあたりでどんなふうな対策が必要だろうか。

この市町村の申し出を受けているということが、ひとつの方法だと思いますけれども、一般住民から来るとか、あるいは地域から来るとかという申し出も受けて、市町村と共に地域指定をするとか、何かしないと、これだけではどの程度歯止めが掛かるかどうかというのは、ちょっと危ないですよ。このへんはどうでしょう。

高木委員長

今の話は郊外型の大型量販店の話と、24時間の両方が絡んだ話をされていて、大型スーパーの話もこの中に、例えば24時間営業でなければ、大型スーパーをどんなものでもつくっていいというものでもないと思うので、両方を一括して話が載せられるのか、それとも24時間ということに絞って、大型スーパーということは、また別途考えなくてはいけないのかということはちょっと、また議論が出るような気がしますが。いずれせよ何らかの対策が必要だろうというご意見です。

もうひとつの考え方として、市町村の申し出を受けて、県が地域指定をしてという方法もありますし、もうひとつ県が大手のフランチャイズチェーンと独自に協定を結ぶということは考えられないでしょうか。

木曾課長

県全体にわたっているフランチャイズの店に対して、県が協定を求めるとことは考えられます。ただそうなった場合に、今度は地域特性が非常に失われてしまうものが出てくるかなと。長野県内、長野市の中心街から、そうは言っても、市街地でないところもある。広く上限がありますから、その辺のところでも一括でやるとそんな面が出てくるかと。ただ決して、県が協定の相手になることは構わないです。

高木委員長

二面性がありますよね。市町村からやっていただいたほうが、今言った地域の、例えば長野市には必要かもしれないけれど、うちはいらぬよねというところも当然あるわけですから、そういうところから言い出しやすいというメリットはあります。

逆に住民に理解をしていただいて、我が村に1軒だけあるコンビニを11時でやめるということを市から申し出ることに対しては、当然その市としての抵抗感もあることですから、それよりも県が例えばこのコンビニとはオーケー、このコンビニは協定を結んでくれなかったけど、このコンビニは長野県と協定を結んでくれたということで、頑張ってくれているということを公表する手段を使って、例えば協定を結んでくれたコンビニに関しては、チェーン店舗のうち、おおよそ半分は24時間をやめてもらうとか、半分はやっていてもいいよとか、いろいろやり方、一括だと難しい部分はあるかもしれませんが、そういうやり方だって十分あり得ますよね。それによって地域の特性を残すということも十分あり得るので、道としてはあり得るのかなと思うのですけれども。

岡本委員

ここに書かれているのは、平たく言うと軽井沢方式というように理解したらいいですよ。前々回だったでしょうか、資料として出していた、全国市長会の提言の中に、深夜・終夜営業自粛、自動販売機の夜間使用の規制というのを、国に対して全国市長会のほうから、「持続可能な社会を目指して」というタイトルの中で提言をしているというようなことがあります、それで今のことと合わせて読んでいったときに、そうは言っても、市民からの提案を受けてという形ももちろんあるんでしょうけれども、市長あるいは町村長が積極的に地域指定をお願いするというような形を想定するならば、意見交換で市町村やなんかと、またお話しをする機会があるわけですから、全国市長会の精神が長野県の市長会の中でどのくらい反映されているのかということ、あるいは反映してほしいということ、そういう意識の中で、あずかり知らないかもしれないけども、全国市長会のレベルではこういうことを言っているんだと。だから自らの市町村においても、そういうことを検討してぜひ提案してくれば、県はその辺の交通整理はきちんとやりますよというような話は、これをこのままの文言で決めるかどうかは別として、市町村やなんかとのヒアリングの中ではぜひやってほしいなというふうに思います。

高木委員長

それでは今のところに関しては、市町村との話し合いの場があるわけですから、そういう場で市町村の申し出、いわゆる軽井沢方式が適切なのか、あるいは一括型の県と特定の事業者の間で一括してやる方法が適当なのかというのは、また検討していただくということで、どちらかの形で文章はどうなるかは分かりませんが、それは今後も検討していくということによろしいですよ。

川妻委員

今日配布された、飯田の牧内さんでしたか、その資料の7ページによると、付け加えられてありまして、「広域的に県レベルで取り組む必要があります。県が直接主体となるべきです」と、いうふうに意見が色書きされてあって、これは最初の提案ではなくて、県が直接やれという意見なのですね。それをきちんと検討の対象にするべきだということです。

高木委員長

ではそういうことで、市町村の軽井沢方式を取るか、県のほうを取るかというのは、今後の検討を重ねていくということで進めさせていただきます。

橋爪委員

それから、ちょっといいですか。

高木委員長

はい。

橋爪委員

24時間営業店舗の温室効果ガスの排出の状況報告、削減計画、作成、提出、公表するというのは、どんな手段を考えているのか。私はできたら店頭に掲示するだとか、なにかフォーマットをつくってやるような、これはできるだけ小さい店舗が、そういうところが多いというふうに考えて、こういうふうにやるという何か出したほうがいいと思うし、公表といっても、県に出しても、インターネットで送っても、本当にそれが

いろいろするかどうかというと、これはまたいろいろ後で、私は提案しているんですけども、ぜひシンボルマーク的に協力してもらっているところというのは、積極的に県がピーアールしたりいろいろするように、また消費者の皆さんに見えるようにするというのを、ぜひやっていかなければいけないのではないかと思います。以上です。

高木委員長 今のご意見については何も、誰もたぶん賛成でオーケーだと思いますので、ありがとうございました。

岡本委員 あと、1つだけ。

高木委員長 はい。

岡本委員 大変難しいことだとは思うのですが、今24時間営業の各フランチャイズの中でも少し、今までのような一枚岩でなくなっている状況があるようで、コンビニといえども環境に配慮せざるを得ない時代になってきたというふうな認識。あるいはもう少し現実的に言うならば、夜間営業が、つまり経営の足を引っ張っているという現実、そういったものに対応するようなフランチャイズも出てきている、あるいは少なくとも研究は進んでいると聞いています。

具体的にはローソンのトップが今年の正月に24時間を含めて考え直すべきだという発言をして、フランチャイズ協会から謝れと言われたという。まだ、かなりフランチャイズ業界自体としては、力づくで24時間を崩したらコンビニがコンビニでなくなってしまうという危機感を持ちつつも、そういう中からやはり、新しい時代に対応していくコンビニ業界も出てきているみたいなので、難しいと思うのですが、もしローソンのトップあたりに来ていただいてご意見を伺うことができれば、とても有意義な議論になるかなというふうに思います。検討するだけしてみてください。

高木委員長 では、続いて8ページの項目を。今度は自動販売機関係です。

県民計画では自動販売機も含めて24時間営業というような、項目の中に入っていたような気がしますが、ここでは一応自動販売機を分けて書いてあります。対応措置としては「自動販売機を設置する場合に排出状況の報告書とか、削減計画書、実績報告書を作成、提出、公表」と、先ほどの24時間営業と同じ型のもです。その下の「市町村の申し出を受けて県が地域指定」というのも全く同じものです。

これについてはいかがですか。

川妻委員 少し質問ですけども、この長野県庁の中にも幾つか設置されていますけれど、自動販売機を設置する事業者というのは、規模とか数とかどのくらいいるものか、あるいはどういう事業者なのか。そこから要請があつていろいろなところに置いてあるわけですね。相手の状況がちょっと分からないので教えてください。

高木委員長 私が答えていいですか。

川妻委員

ええ。

高木委員長

自動販売機の設置に関しては2通りあって、買い取りと置かしてもらおう、というのがあって多くの自動販売機はいわゆるベンダーさんがいて、飲み物を持ってきて入れている人、会社の人が入れていますよね。あれはその借地料みたいなものを、土地の所有者に対して払う。電気料金はどういうふうに、どちらが払っているかはよく分かりませんが、それは設定、契約がいろいろあると思うのですがそういうふうに行っている。

ただし一部の自動販売機に関しては買い取り方式で、土地を持っている人が自分の庭、土地にそれを置きたいということで、自動販売機を購入して、その場合には飲み物に関しても自分で好きなものを、入れるものを購入してきて自分で値段も設定も自由にして売っている。だから相当いろいろなバラエティがあるんじゃないかと。それでいいですよ。

川妻委員

その事業者というのはどれくらいいるか分かっているのですか。

木曾課長

業界と接触したのみで、個別の事業所はまだちょっと接触しておりません。

高木委員長

今、県内に何台の自動販売機があるのかの把握は難しいのですよね。

岡本委員

どこかに出ていましたね。

高木委員長

推定値はあるとは思いますが。

木曾課長

私どもで業界さんを挟みまして、アンケート調査をやりまして、その結果が出ております。台数としては長野県下でおよそ66,600ですね。そのうちカップ式というのがありまして、ものが出てくるとき液が出てくるやつですが。

高木委員長

コップが出てくるのだね。

木曾課長

これは屋内のものですけど8,960、下の2桁はちょっとあやしいですが、8,900くらいです。

川妻委員

一応66,000か。

高木委員長

これは買い取りも含めての台数ですか。

木曾課長

すべて含めてです。買い取りも含めて。

高木委員長

30人に1台くらいですね。どうしましょうか。
例えばここに関して、県が特定の事業者と提携を結ぶという道は可能というか、そういう方向はあり得るんですか。

木曾課長 今、買い取りとかというような格好になった、その業者まで出ていくということは難しいと思っています。

高木委員長 そう思っているんですけど、例えば特定のベンダーと、やっぱ。

木曾課長 業界のほうに話をしまして、その辺のベンダーのほうと。どのくらいのシェアを占めているのか。先ほども出ています、一定規模以上というような部分でいって、うまく把握ができるかどうか、その辺だと思いませんけれども。

川妻委員 屋内と屋外の差というのは、どういうふうに認識しますか。屋内のほうにすべきだと、こういう場合はやめろというのがありますよね。エネルギーの量が違うというか。

高木委員長 当然理屈からいって、エネルギーの使用量が違うはずですが、ただそのデータはありますか。

岡本委員 台数の違い、エネルギー使用量の違い。

高木委員長 エネルギーの使用量の違い。難しいですよ。売れている本数も同じような本数でないと比較できないわけですから。一月同じ売上をする自動販売機で屋内型と屋外型の両方があれば、比較はできるかとは思いますが。

川妻委員 県民の意見か委員の方で、屋内のみにしてほしいという趣旨は。ただ削減だけではなくて、影響が屋外のほうが大きいというふうに見ているわけですか。

高木委員長 景観上の問題もあるから。

川妻委員 景観上ね。

高木委員長 いかがでしょうか。

川妻委員 これ、長野県庁はいつごろから付け始めたんですか。
ここからまず手を付けないと、ちまたにあっても長野県庁に堂々とあって、我々もそうだけど利用していて、削減しようとか報告を出せなんて言っても、どうしようもない。

木曾課長 各階ごとにありまして、1台1台に電力計がついております。普通財産としてそこをお貸ししましてやっていますので、いつから設置して、どのくらい電気量がかかってというものは、カップ式とそうでない型と両方分かります。

川妻委員 I S Oの認証を取るというのは、あれはカットされているんですか。多過ぎるとか。県庁なら。

事務局 とにかく環境目標とか目的ではございませんので、県の事業じゃない
ですから。

川妻委員 だけど県が場所を貸して、供していると。影響を与えているというの
は、対象にはなっていないんですね。

事務局 ですから、あくまでもISOの14001シリーズというのは、自分の事業
についてどういう評価をするか目標に掲げて、そのアプローチに対する
評価ですので、自分のものでないものに対する評価というのは基本的
にはないということです。

高木委員長 たぶん実際に意見交換をしていくと、自動販売機を設置する事業者の
中には、買い取り式の本当に小さい事業、おじいちゃんやおばあちゃん
がやっているようなものも入ってしまうはずなので、その人に対してこ
れらのことをどうやって義務付けていくのかというようなことです。

各論に入っていくとたぶん難しい部分もあると思いますが、取りあえ
ずこれはこのまま進めていくということで、一応ベンダーのシェアのこ
とは調べておいていただいて。特定のベンダーが長野県の中で、例えば2
0%ぐらいの販売量、台数を持っているようなベンダーもあれば、そこ
の協定ということもあり得るかともありますが、そういうふうに進めて
いくということによろしいですか。

上條委員 いいじゃないですか。

高木委員長 次も難問ですが、再生可能エネルギー関係ということで、再生エネル
ギー関係に関しては、電気事業者に関するものとそれ以外のもので、書
き方が全然違ってきます。

それ以外のものに関しては、再生可能エネルギーを優先的に理由する
という努力義務が出ています。具体的な細かいことはいろいろあるわけ
ですが、その他に関してはそうです。

電気事業者はエネルギーの使用量が大きいので、別途導入計画書、実
績報告書等の作成、提出、公表という義務付けがかかるということで、
ここには案が出ています。

諏訪委員 こちらは再生可能エネルギー関係ですけれども、まず電気事業者に関
しましては皆さんご承知のとおり、RPS法で再生可能エネルギーの
導入というものに、ある程度パーセンテージが決まって、決められた
目標がありますので、ここにまた導入計画書ですとか実績報告書等を
作成させても、RPSに乗ったパーセンテージのものがまた出て
くるだけで、どのように変わるのか、私としてはちょっと認識しかね
ます。

RPSに上乘せして目標値を立てるという義務付けだったら分かるん
ですけれども、RPSのそのままの情報が出てきても、ちょっとどうな
んだろうという感じがします。むしろ電力供給者に関してという、そ
ういうサプライヤーの部分ではなくて、ディマンド、需要のほうから再生

可能エネルギーの促進をしていったほうが有効なのではないかというような結果の感じもいたします。

例えば大口電力利用者に関しましては、意見番号136、8ページの一番下ですけれども、電力調達義務付けというのを私は提案したんですけれども、もしこちらの電力調達義務付けまでは難しくても、この電力事業者に義務付けになっている部分を、再生可能エネルギーにどういう計画書、実績報告書等を電力利用者のほうに提出義務を向けさせたほうが、よほど効果があるというか、そういうような印象があります。というか絶対必要だと思うし、そのほうが効果が絶対にあると思います。ですから、まず確認しておきたいのが、電気事業者のほうに義務付けをする意味を伺いたいのと、それから提案として大口電力利用者に関して導入計画書、実績報告書作成、提出。もちろん努力義務ではなくて義務付けするというのを考えたいと思います。まず、その1点について。ほかにもあります。

高木委員長

はい。電気事業者に対しての義務付けというのは、ただ現在の法律の上に同じことを書いているだけなので、ほとんど意味がないという意見ですが、それについては皆さん何かありますか。

おっしゃることは分かるので、そうすると電気事業者、具体的に言うところの場合は中部電力になってしまいますが、中部電力に対してという意味から言えば、諏訪さんの意見にあるように何らかの公的資金との組み合わせでR P Sの目標値を上乗せするならば意味があるということですね。それがないならば、これはあまり意味がないのではないかということです。上乗せするために、公的資金との組み合わせになると、今の段階でこれをぜひやりたいことはやりたいですが、現実問題として今、財政的なことについてのバックボーンを持っているわけではないので、そうなるこの部分に関しては場合によっては削るということになります。すがよろしいですか。

諏訪委員

削るというよりは、例えば11ページの上から2つ目、1つ目から見ていきますと、初期投資補助、これは飯田市さんのところと
ところすけれども、それから163番が自然エネルギーランニング費用補助ということで、対応措置の部分を優先的に利用するというふうに一応網掛けにもなっていますので、財政そのものに関しては、政策横断的に考えるわけですが、個別に公的負担との組み合わせによってR P Sの上乗せが可能であれば検討するというということが、条例の中の施策として、何かの形で検討していくように、そういうふうに感じます。

高木委員長

数値の上乗せはこの条例の中、あるいは県民計画の見直しの中で絶えず視野に入れていこうということですね。それはたぶんおっしゃるとおりなので、もしそれが何らかの形で長野県独自に上乗せができる可能性があるのならば、それを探っていこうという意見だと思います。

ではそれはそれで残す。こことしての、この条例の中の対応措置としては特にここになくてもいいということで、そこが難しいところで。

諏訪委員

確かに ことを。

高木委員長　　では今言ったようなことを踏まえて、ちょっと適切な対応措置での案ができるかどうかについては、投げて申し訳ありませんが事務局でお考えください。今4時15分まで来たので、もし上條さん何かここでついてに言っておきたければ。

上條委員　　いいです。

高木委員長　　いいですか。
では橋爪さんも、お帰りになる前に、この後のことも含めて言っておきたいことがあれば。

橋爪委員　　今、諏訪委員のほうから出ました、再生可能エネルギーを優先的に利用する、これを義務化にするということですか。

諏訪委員　　違います。

橋爪委員　　そうならいいですけど、この中で私がぜひ入れたいのは、県は再生可能エネルギーの開発とか、そういうことを積極的に何かやるようなことをやっていかなければいけないのではないかと。
要はこの辺について、やはり先ほどの財源的な話もあるわけなのですが、搾るほうだけ搾るのではなくて、再生可能、長野県にあるいろいろな形での、バイオマスのような話だっているいろいろなものがありますので、それを使ったことについて積極的に投資をして、やはり豊かな生活ということについてですねやっていくということですね、こういうものを開発していくだとか。またはいわゆる電力会社の配給ではなくてオンサイトの小規模な発電について、積極的に助成をしていくだとか、やはりそういう方向性を変えるようなことについて、財政的な裏付けを持って進めていくのだということをやぜひ条例に入れて、具体的には計画のほうでいいのですけれども、そういうようなことをここに入れたほうがいいのではないかと思いますけどね。

上條委員　　ちょっといいですか。すみません。
では先に失礼しますが、一番最初に1時間議論した中の話で、いかに市民にピーアールしていくかということで、テレビなどの媒体を使ってやっていくのですが、「温暖化防止について」こういう条例をつくっていますと、皆さんも一緒に考えましょうというようなピーアールをして、その雰囲気づくりをすると。
あるいは新聞というのはあまり見ないかもしれないので、テレビが一番効くと思うんですが、予算がどの程度あるか知りませんが、県民に向けて徐々に浸透させてアピールしていくというようなことを考えて行って、何かシンポジウムをすとか、そういうような持って行き方にしたほうがいいのではないかと思います。
ピーアールもひとつの方法として考えてみたらどうかと思いました。

高木委員長　　はい、ありがとうございます。非常にいいことだと思います。

橋爪委員

これは県のレベルの話ではないかと思いますが、公共、メディアの機関は例えばの話ですが1日15秒はテレビの時間を、何か温暖化について応援をするだとか、たぶん国レベルでもそういうことを決めてやらないと、たぶん駄目だと思います。

ヨーロッパのある国はとか名前は忘れてしまったのですが、何か公共の電波、そういうものを流すについて、だけど今、社会的に、全体的に困っていることを、そういう電波に乗せなければいけないというような、そういうことがあるんですね。

そういうことも、もし県のレベルでやってみても駄目だよなという気もするんですが、そういうようなことができたらいいなと、今と同じような話ですが。

上條委員

ではすみませんが。

高木委員長

はい。では黒沼さん、今、一緒にお帰りになってしまって、ちょっと把握していなくて50分までいらっしゃるかと思いましたが意見はお聞きしなかったのですが、今のご意見と同じ意見だということなので、お帰りになるということです。どうもご苦労さまです。

では先ほどの議論に戻ります。再生可能エネルギー関連のところ、電力の需要者、つまり使っている人および再生可能エネルギーの利用促進のところ、県が積極的にというようなことを橋爪委員さんが先ほどおっしゃっていましたが、ここのところで努力義務としての再生可能エネルギーを優先的に利用するという言葉がここには書いてありますが、この方向について何かもうちょっと具体的にしたい方がいいと思いませんか。

川妻委員

橋爪さんが言われたように、これについてまだまだいろいろ技術開発をする余地というか、可能性というか、それが大きいので、県が率先して企業や大学等と協力をしながら、独自にやるというのは賛成です。

ただ、今度の条例で、私は再生可能エネルギーを優先的に利用することの中身で、ここにちょっと書きましたように、いっぺんにはできないけれども、着手するという姿勢を示すのが非常に大事なのではないかというふうに思っています。

そのひとつが県が設置する公立学校なり、県の施設に計画的に太陽光発電、太陽熱利用施設を計画的に導入する。これも何かいっぺんにはならないけれども、導入するということを義務付ける。

それから下のほうに書いてありましたけれども、木製のペレットストーブ。それからペレットボイラーを計画的に導入するというところで、太陽光やバイオマス関連の施設をですね県としても、ここを着手して計画的に実施するのだということをしないとですね、「皆さんやりましょう」ということだけではできないし、ひとつひとつで見れば予算が同じ学校に、ひとつ同じ施設を、化石燃料を使うのとそうじゃないのと余計いるかもしれません。

しかしこれは長い目で見ればトータル十分に、費用対効果も計算して成り立つことは十分できると思うし、教育効果や波及効果は大変大きい

と思うんですよね。それを何らかの形で、ここではきちんとうたって、県は計画的に導入すると。

合わせて民間施設、あるいは市町村、民間施設にもそれを進めるということがよいのではないかと。そのために県の予算を、そういう形で振り向けるということだけではなくて、これはひとつのアイデアなので、あまり深く考えているわけではないんですけれども、学校をはじめとする施設に太陽光の施設を敷設する、あるいはバイオマス関連の暖房施設もつくるということになれば、このための支援の基金を、県民個人や企業や団体から協力を得て、それを補う「緑と太陽」あるいは「緑とお日さま」の基金をつくって、それを充てるというふうな県民参加の財政負担も、その中に盛り込んでいくということも考えられるのではないかと気がするんですよね。

何でもかんでもとにかく県が率先してやれというだけではなくてね。それが、子どもがお小遣いの1割を出すとか、あるいは我々個人でも出していく、あるいは企業も出せるものを出してこいと。あんまりこれを乱発するとまずいので、よく吟味してやる必要があると思いますけど、そういう形で財政的負担の一部は県民も協力するというのをしながら、化石燃料オンリーから、太陽光やバイオマス関連のやつに切り換えていくみたいな感じになるね。

高木委員長

今の学校に関する太陽光発電、あるいはペレットストーブ等の導入に関しての、今の県の施策については、説明はないですか。

木曾課長

今の実績でいいますと諏訪二葉高校に太陽光発電、それから長野工業高校等、最近できる施設についてはなるべく予算がつく限りでつけております。稲荷山養護さんの場合もつけるというような格好で、財政的に許す限りではそれを進めてはきております。

高木委員長

だから県の方針としては、それは十分かどうか分からないですが、一応進めていると。川妻委員さんがおっしゃった、要するに民間からの資金を得てという部分に関しては、まだあまり検討されていない。

木曾課長

県としてですね、先ほど言うように、ちゃんとした財政計画の中で、それも位置付けしてやっていくということになると、財政問題の全般にもかかってくるのですが、入り口が、税の問題が研究・検討の中において出口だけを、その方向が出せるかということ非常に難しいところもありまして、一応これでたたき台として出てきたとすれば、財政の方とも話をしながらでない、ちゃんと条例の中に持っていけるかどうか、難しいところがあります。

高木委員長

ということで、その条例の項目として県が積極的に、それを努力するというような努力義務であるならば書けるとは思うのですが、それ以上のことを書こうとすると、なかなか難しいのが現状なのだろうと思います。

諏訪委員

なかなか現状は難しいとは思いますが、やっぱりファンドです

とか税の問題、財政の問題まで踏み込まないとこのまま進まないの、そこら辺も視野に入れながら進めていっていいのではないかと思います。

特に、橋爪委員もおっしゃっていましたが、公的機関の役割というのが開発の部分でも大きいかもしれませんし、それから自然エネルギーの購入者としての位置付けとしても非常に重要なものがあります。例えば今、学校という話が出ていますが、学校以外の部分、例えば水道施設なり何なりにしましても、エネルギーを使っているわけですから、こちらに関しましてグリーン購入との、統合的に考えまして、公的機関は率先して自然エネルギーの活用に努め、その目標値をある程度決めて、導入計画、実績報告、それこそ、こちらの方も応用しまして、作成、提出、公表していく。そういうような条例項目が必要ではないかと思います。

プラス、今申し上げました、この導入計画に関しましては、先ほどからちょっと議論で申し上げてはいたんですけども、電力需要者に関しまして、再生可能のエネルギーを優先的に利用するというだけではなくて、再生エネルギー導入計画書、実績報告書を作成、提出、公表する。こちらの義務付けが必要になってくるかと思えます。

高木委員長

要するに、ある一定以上の規模の事業者と公的な機関に関しては、再生可能エネルギーの利用計画書のようなものをつくらせ、提出させるのを義務づけすべきだというご意見ですね。今のはいかがでしょうか。

川妻委員

検討委員会としては、こういうふうを考えてはどうでしょうか。趣旨は、やはりここに我々の意見も出しているように、今までのようなエネルギーから脱却しなきゃいけない。しかし財政的な裏付けも必要だから早々にはできない。「ああ、そうですか」ということになると、何らほとんど動かないということと同じなんでね。やはり検討委員会としては、こういう財政投資も検討も含めて条例化すべきだという意見をきちっと出して、その趣旨に沿って県側が、こういうことだったら、その一部を利用して、趣旨を生かして展開ができそうだとか、いろいろアイデアが出てくるはずなんですよね。そうでないと議論は、裏付けは難しいから、ここは一応努力するというにしましょうということだと進まないと思うんですよね。

だから財政当局の検討だけではなくて、いろんなところでですね再生エネルギーを優先的に検討するというだけではなくて、具体的な中身をきちっと条例の案にしたためて、議論もしてもらって、これについてはまだ県から明確な回答を受け取っているわけではないけれども、我々の考えとしては、そうだというふうにしないと進まないと思うし、それはいっぺんに全部やれというわけじゃなくて、ひとつひとつの予算編成の過程で、そういうことをどこまで今年はできるかということを経営的に、できたら本当は10年ぐらいの計画の間に半分ぐらいはするという計画ができればいいんですけども。そう簡単ではなければ順次やっていくというふうなことで、その効果を見ながら、さらに拡大していくという方法をやっぱり進めていく時期だし、それが県としての温暖化対策の、ひとつの姿勢を示す証拠でもあるんじゃないかなと思うので、意見としては意見で、こういうふうに進めれば、そういう条例案をつくるということはどうでしょうか。

- 高木委員長 今のお話は、条例について検討している我々の委員会としては、県は再生可能エネルギーと・・・どういうイメージで考えていますか。
- 川妻委員 いや、太陽光ないしバイオマス等、再生可能エネルギーを県の施設に学校を含め計画的に導入すると。
- 高木委員長 それでいいんですね。
- 川妻委員 それに、必要ならばもうちょっと加えて、何をやろうとしているかということが分かるような文言にして、要するに、さっきの話ではないけれども、これは法律でも憲法でもそうですけれども、これをやっているとすると、お互いに縛っていくわけですよ。その具体策については、それぞれ毎年、検討しなきゃいけないけれども、まず、その観点から予算編成を組み替えていくなり検討するという、条例はそういう柱になるわけですね。
- 高木委員長 例えば、県が、学校施設への太陽光発電あるいはペレットストーブ、そういったものの導入についての計画をきちんと立てなさいと。もちろん、それを公表しなさいと。
- 川妻委員 計画を立てて。公表し具体化する。既に今まで実績があるわけですから。ゼロじゃないですからね。
- 高木委員長 これまでだと、変な言い方をすれば、たまたま予算があるから、こっちの予算を何とかすれば、何とかここで、どこの学校でつけられるから、「じゃあ、つけてみるかい」、「じゃあ、つけよう」というようなやり方だったけど、それをもっと積極的に推し進めるために、そういう言葉をこの中に入れるべきだということですね。
- 川妻委員 ええ。
- 高木委員長 はい。じゃあ、それを入れます。
- 岡本委員 今の話というのは、具体的にはやっぱりそれぞれ各市町村、県立高校の場合は県の業務だし、小中学校になってくると市町村の仕事になってくると思いますけれども、今、自分の地元ではそれが今、進んでいて、多分11月中に小諸の2つの中学校と3つの小学校に、一気に10kwの太陽光発電がつくんですね。
- だから、やっぱり地道な活動をして理事者の理解を得て、それが政策になって予算付けができていけば実現していく話なんですよ。そのときに市民感覚でいくと、やっぱり自分のうちの屋根に太陽光発電をつけるといえば、いかに安く効率のいいものをつけるかという工夫をするわけだから、そこら辺の工夫という部分も、今まで足りなかった部分のように思うし、成功例をまねしてもらえばいいかなというふうに思っていますけれども。

そういう中で結局、さっき橋爪さんが最後に言って帰られたんですけども、これの項目だて自体が、最初に県民計画との位置付けというものを確認していただいたのでいいかと思うんですけども。ここの部分に出ていることの、もうひとつ大きな幹の部分というところから県民計画は入っていると思うんですよ。

だから、それぞれ細切れにしちゃって、最終的にくくる言葉が「再生可能エネルギーを優先的に利用する」というのだと。私は一番条例をつくる上で望んでいることは、極端なことを言うと、今、こうやって進んできた長野県の条例案というものが、まとまって最後の一冊のとじられたものになって、そこに多分、長野県温暖化防止条例と書いてあるんだろうけれども、極端なことを言ったら、その長野県というところを手で伏せちゃったら、これが長野県のものだといって読めますかというものが、今できつつあるのかなというふうに思っています。

だから、京都の事例を参考にしながら長野でも取り入れて、あるいは長野の事例を参考しながら、よそでも取り入れてというふうに、それぞれいいところ取りをしながら、どんどんどんどんグレードアップしていけばいいんだけども。その上でやっぱり長野県は長野県らしさというもの、「独自の」というのがありましたけれども、それは「政策的に独自の」ということもありますけれども、地域とか風景とか環境とかという意味での「独自」ということからするならば、県民計画の中では、やっぱりこれから、いや今実際、石油が高くなってきて、一般の人たちは「ガソリンが高くて困ったけど、いつ下がるのかな」というふうに認識していると思うけれども、これはもう下がらない時代に入ったわけで。

そういう石油が下がらない時代に入ったときに、長野県には比較的日本の中でも太陽の恵みが豊かだし、ましてやバイオマスのエネルギーもあるし、マイクロ水力も活用できるし、とても再生可能資源に関しては豊かな県なんだということを誇りに持ちながら、これをどんどん進めていくことが脱石油の時代になったときに、それこそ一番、長野県がほかの県よりも有利に、あるいは住みやすい県になるというふうな意味において、そこを認識した上で、お金がないからやらないとか何とかと言っている時代じゃないんだと思うんですね。

今やらないと、後でどういうふうな後悔をするかというふうなことも踏まえて、みんなで明るい、むしろみんながやりたいような施策にすればいいと思うんです。

それから、民間においては長野県というのは、太陽光発電は全国で一番進んでいる県ですから、やっぱり遅れているのが公のところであって、県民計画にも書いている学校に、700校に設置するというふうな見積もりで書いた県民計画をどういうふうにして手当てするのかということも条例で、もう少ししっかり明らかにしていきたい。

今、岡本委員がおっしゃったように、公的機関が設置者として計画を立てて、先ほど高木委員長がまとめてくださったように、これまで少しばらばらな進め方というのを統合して、計画を立てて進めていこうという、これに関しては条例化にそぐうのかと思っております。

プラス、設置者としての公的機関ではなくて購入者としての公的機関に関して今、岡本委員からもお金の話が出ましたが、先ほども少し触れ

諏訪委員

られたグリーン購入の観点からも、市はちょっとどうか分かりませんが、県が率先して自然エネルギーの活用よりも購入に努める。その購入計画も、これも計画の中に含めていく必要があるのではないかと思います。

それから確認ですけれども、電力需要者に対する計画、義務付けというのは、これも必要なものだと思っておりますが、条例の中に検討されるものだと認識しておりますが、確認しておきたいと思っております。

高木委員長

大口の電力需要者が、「再生可能エネルギーについて」という意味でおっしゃっているんですね。大口の電力需要者が再生可能エネルギーをどういうふうに利用していくのかについての計画を提出して、増加させる計画をどうやって出してもらおうというふうなことも、ぜひ載せるべきだというご意見です。それは検討に値することなので、それは載せていくということ。

もう1つは、長野県で公的機関としての県、あるいは市町村が公的施設である学校等について再生可能エネルギーをどういうふうに導入していくのかについても、ちゃんと計画をつけて、増やす方向での計画をちゃんとつくっていきなさいというのが2つ目。

それから3つ目が、エネルギーの購入者として、それは大口。大口の場合は、さっき言ったのだから、公的ですね。公的機関が運営している公的な場所で、この場合は大口じゃないですね。「電気の需要者として」いかにして、「再生可能エネルギー」という言い方でいいんですか。どういう言い方ですか。

川妻委員

グリーン購入。

諏訪委員

グリーン購入は自然エネルギー購入と同じ意味です。

高木委員長

いいですか。それをどういうふうに購入していくのかについての計画を立てていきなさいというのを条例の中に載せようと、3つの話です。

そういう切り口と、もうひとつ、さっき岡本さんがおっしゃっていた「長野県の特性を生かした」という意味で、今の話だと長野県の特性ははっきりしてこないの、長野県の特性を生かしたという意味で、例えば長野県には太陽光とバイオマスとマイクロ水力という言い方でいいのか分かりませんが、その3つは明らかに東京とかの大都市なんかと比べれば有利な地点にあるわけですから、それを有効利用すべきだと。

そこまではいいんですが、それを条例の中でどういうふうに書き込んでいけばいいのかが、私にはまだよく見えてないのですが。方向性がつけられますか。

諏訪委員

再生可能エネルギーの括弧書き、「特に」というふうにしてもいいと思うし、基本理念の部分で、長野県はこういう特性があるので、こういった自然エネルギーも豊かに有している県であるから、これについて促進するというふうな大项目的なものがひとつあってもいいかと。大項目の部分でも二段構えで再編集して。

高木委員長

整理ができましたけど、ただ、再生可能エネルギーというところで、

括弧書きで、今言った太陽光あるいは太陽熱、それからバイオマス、それから水力。この3つでいいんですかね。大体、よかったと。よく分からないんですけど。

諏訪委員

厳密に言うならば、やはり風力もたくさんありそうですし、地熱もありそうですし。

高木委員長

あ、地熱というのがある。

岡本委員

地熱はあるよね。

諏訪委員

はい。ですから、もちろん太陽光の豊かなところなんですけど、私個人的には、もちろん地域特性はどこかにうたうべきだと思うんですけども、ここで限定してしまうのは、ちょっと長野県はもったいないなという認識で。

高木委員長

じゃあ、括弧して「等」と、やるしかないですね。長野でも、もちろん風力発電の適地である場所もあるし、地熱に関してはかなり有利なはずですから。それを再生可能エネルギーというふうにした後に、括弧書きで、「風力、水力、太陽光、その他」というふうな書き方で、バイオマスも含めて書くことと、それから条例の、もっと頭のところで、長野県はこういったエネルギーが豊かなところなので、そういうものの積極的な利用拡大を図っていくんだということを書いていただくというふうなことだと思います。よろしいですか。もうちょっと頑張りますか。

事務局

ちょっといいですか。すみません、先ほどの大口電力利用者のところなんですけど、大口の、どういうイメージが分からないんですけど、最初の事業主で省エネ法の、電力と熱の部分がありますので、省エネの大口というところで、このグリーン電力の調達義務付けという、この最初の2ページのところに持っていけば、1項目減らせるというイメージかなと。

諏訪委員

おっしゃるとおりで、この議論の初めの部分で、一定規模以上のエネルギーを使用する事業者に対する自然エネルギー対策が必要であることを、ちらっと申し上げたのがその部分で、もちろん、ただちょっとイメージ的に私なりに確認しておきたいのが、2ページの部分に関しては省エネのイメージが強いような印象を受けていたんですね。

自然エネルギーに関しては特にここで議論させていただきたかったのは、皆さんと自然エネルギーに関しても削減可能な計画を立てていくんだという共通認識にしたかったからです。竹松さんが今おっしゃったとおりに、統合して温室効果の削減計画の部分に、省エネだけではなくて自然エネルギーの投入を含むということで確認していけばと思うので、対応できると思います。

高木委員長

よろしいでしょうか。

宮本委員

先ほどの自然エネルギーなんですけど、雪も長野県の特長で、飯山のあ

たりは豪雪地帯ですので、今、雪の利用も考えていますけれども。

高木委員長

自然エネルギーと説明するときに、太陽光、バイオマス、水力、風力というもののほかに、地熱それから雪、雪氷熱エネルギーというふうなことも、どこかに書いてほしいというか、書いておいて意識を、焦点を当ててほしいということですね。はい。

諏訪委員

どうもありがとうございます。雪も大切でした。

それから、財源についてちょっと確認しておきたいんですけども、この問題に関しては財源も含めて検討していかなければならないということは、認識としてはあると思うんですが、具体的にどういう制度を準備するかということは、これはちょっと条例でも検討していったほうがいいと思うので、11ページの162ですが、これを飯田市さんでなさってらっしゃるので、初期投資補助・利子補給、それから自然エネルギーランニング費用補助。このランニング費用を補助しますと、設置した人が投資回収に非常に早まるんですね。ですから導入しようと思って、「ああ、自分は何十万かかるんだ」、「何百万かかるんだ」と思っている人が、30年で回収できるのか、10年で回収できるのか分からないので、そして回収できるのかということで、非常にもうインセンティブも違ってきますので、こちらの方を何とか条例のほうで検討していきたいというふうに考えています。

岡本委員

ランニング費用の補助というのは、具体的にうまくいっているケースというのは何か説明をいただきたいと思います。

諏訪委員

外国の例で大変申し訳ないんですけども、ドイツの買取り制度の、要するに電力会社買い取ってもらう。その安心感はもちろんですし、買う値段と売る値段が違う。売る値段が、例えば8円なり何なり高くなっているんで、その分回収が早くなるということです。

そういうので非常に導入利益としてのインセンティブが高くて、ドイツの自然エネルギー導入に非常に大きな役割を果たしたということは国際的に示しています。こちらの部分の方針は非常に先進的で、フラッグシップとなる施策となっています。

岡本委員

あんまり長くかかってもいけないので、実際に小諸市の場合に初期投資、つまり設置者に対してキロワットあたり5万円という補助制度ができていますね。

ただ、このできたことに関して提案はしたんだけど、制度としてつくる時に、僕は相談を受けなかったんで、非常にある意味、のんきな、ルーズな制度になっていて、結果的に特定の住宅メーカーが半分ぐらい補助金を消化してしまうというふうなことになっていて、やっぱりつくる時、もうちょっといろんな工夫が必要なんだなと。

それで今、逆にランニング費用ということになってくると、グリーン電力をある意味、買取り価格の上乗せをするというふうな形だとするならば、昔、県民計画のころにちょっと面白がって、サンサン計画なんて考えたもので、今、大体中電が23円で等価買取りだから、そこへどこか

の基金から10円乗せて、太陽のサンサンというふうになれば、33円で太陽光発電の電気が売買できるのであれば、ずいぶんそれこそ設置者にインセンティブになるのかなと思うことができました。

だから、大本の基金をどこかからCO₂を出しているところから持ってきて、出さないところへ支援してやるとか、あるいは、企業の資金の受け皿をつくるとか、さっき川妻さんは市民まで含めてというふうにおっしゃっていたので、何かそういう制度と、それから、少し分かりやすい楽しみな支援策というようなことを、条例の中で訴えるといいし、あるいは、逆の言い方をすると、そこまで手が入らないと、書いては見たけど進まないという状況というのは目に見えているような気がしますね。

高木委員長

またまた最初から、何回も出ては消え、出ては消えはしない、何回も出てくる財政的措置の話にもなっていますが、どうしたらいいのかな。

先ほど整理した3点はいいですね。その次に話をした自然エネルギーというもので、「具体的に何なの」ということも入れるということもいいですね。そこから先の、今出ている財政的にどういうふうに支援をするのかということについて。

川妻委員

これはあれでしょう。前段でやっていたのは、県なり、公的な機関がやるのには、それを率先してやるということをおの条例の中でうたうという、それではなくて、民間に普及していく上で、こういう制度設計があれば、かなり違うという意味で、この条例化の中に入れられないかという話ですね。この場合には、入れたほうがいいに決まっているんですね。

高木委員長

そのとおりですね。

川妻委員

だから、入れるということにして、その中身をもっと詰めなきゃいけないということになる。ただ、これはそういう場合には、これだけ入れればいいということじゃなくて、相当対象を絞るなり、何か設計ときちんとできないと、何を補助しますというだけではちょっとならない。そのあたりをどこまで詰められるか。その辺、何か。

諏訪委員

では、私もちょっと勉強しまして、次回何らかの結論が出るように、確認、勉強して、やっていきたいと思います。

高木委員長

では、とにかく我々の今日の話としては、財政的な補助をどういうふうにやってやるのかということをおの次に検討するという、次回は早いかもしれないですよ。1週間ぐらいしかないかもしれないです。

そういうことで、進めます。これで、バイオマスからずっと来て、11ページぐらいまでのところは話したつもりなんです。

川妻委員

この旅行者のところがあるでしょう。

高木委員長

ええ、旅行者がまだです。旅行者ぐらいまで話をして、そこまで行けばどうでしょう。あと1回あれば、大きな問題になっている1ページ目

と3ページ目ですか。

川妻委員

あと13のところのここらあたり。橋爪さんが提案した、これをちょっと検討したほうがいいことじゃないかと思うんです。

高木委員長

13ページの意見211で。

川妻委員

温暖化活動防止の活動模範証とかという、これもしてほしいですね。

高木委員長

たぶんこれはそんなに問題ないと思うので、11ページの観光旅行者のところを、取りあえず今やりましょう。やりましょう。観光旅行者に対して。

岡本委員

ごめんなさい。ちょっと森林関係のところを丁寧にする。

高木委員長

もうちょっとやったほうがいいですか。
10ページの意見でいう、160から173のところですね。

岡本委員

ひとつは長野県ふるさとの森づくり条例で対応すると書いてある部分があって、実は、県民計画を進めていく中で、森林整備というのは、特に温暖化問題が出る以前から長野県ですべて課題になっていて、けど、お金がないから進まないという部分だったと思うんです。

そこへ逆に、温暖化防止という、もうひとつ新しい切り口をセットにしたことで、ペレットとか、そういうものが少し動き出したというような経緯があるわけで、森づくり条例のほうは、森づくり条例のほうなんだけれども、温暖化防止の側面からも森づくり条例を支援するというふうな趣旨のことがどこかに入って、相互補完関係にあるというふうな、むしろ森づくり条例を温暖化防止のほうで支援するという形を取っておいてあげたほうが、森づくりはまた昔のように独り歩きになっちゃうと厳しいと思うので、こういう社会情勢の中で、しかも県土の78%が森林というのは、そういう意味付けだよというふうなことを、どこかにちょっと書くといいなと思っています。

それであと、168番は僕が提案しているんですけども、固定資産税というのは市町村が考えることなので、税を軽減すると収入が減っちゃうのかもしれないが、でも、予算付けをして、何か新しいものをつくっていくというのに比べれば、比較的腹を決めればできることなのかなとも思っているんです。でもこれは、私は20年間言い続けているんですけども、「結構ですね」と言ったまま凍り付いているんですね。

「県産材を使いましょう」という話をしていて、県産材を使って住宅を建てた人に対する税制評価はまったくないんですね。20年前に、ヒノキの柱を使ったら、「ぜいたく普請ですね」と言われたんです。だから、こういうことを改善しないと、森づくり条例のほうをまだ見ていないので、どうなっているのかなとか、最近、さっき川妻さんがおっしゃっていただいた、県の対応や何かでも細かなところは進めると思うんですけども、だから、長野県の家屋調査の評価本の中に、ベイマツとか、ベイツガとか、アメリカ材のものがちゃんと明記されているということも

不思議なことだし、逆に、県産材を使ったときの課税に対する軽減措置とかがひとつも書かれていないというのも、とても不思議な話なんですね。あれは、もともと国のものなのかな。あれは、県のレベルで特例とか、あるいは、市のレベルでどうか可能なんですか。

事務局

県の産材、固定資産 するかどうか、検討してみないと分からないんですけども、基本的には国のところで、全部一律の基準を定めて、同じ材は同じ評価をする。全部統一の評価をするためのものですので、それから逸脱するという事は、基本的には税条例か何か、各自治体の判断でやっているということなんです。

関連としてはどういう形でできるか。評価基準を当てはめた後で考えたらという気がします。その辺はちょっと専門的なセクションに当たってみないと分からないです。

岡本委員

もうずっと言い続けてきて、これが最後のチャンスかもしれないので、少し残しておいて、検討していただければなと思うんです。つまり、国の段階で全国レベルの基準ができていたというのは、これは、業界がそういうものをつくらせたという話なわけだから、長野県の、つまり森林整備だとか、あるいは、長野県の材木屋さんとか、建築屋さんが、長野県らしい住宅をつくることによって生活が成り立ち、そのことによって森林が整備され、CO2が削減されるというシナリオからはまったく縁遠いものなので、長野県らしい評価制度ができるということが、一番の大本のところで最も重要なことだと思うんです。

そのことを少し、こっちの条例なのか、ほかのことなのか、ちょっとあれですけど、少し調べてお考えいただければと思います。

高木委員長

はい。あとは、森のところに関しては、よろしいでしょうか。

諏訪委員

ちょっと議論が前後してしまうんですけども、後だしで大変申し訳ないんですが、今の一般家屋における県産材の利用に関連して、5ページの建築物関係で、これも施策で対応できるものかもしれないんですけども、意見番号65、建築時における、住宅建築時における温暖化対策というようなことの対策として、県ももう少し検討していったほうがよくて、その一部には、国にある方とは独自の項目化は分かりませんが、今おっしゃっていただいたような県産材の利用ということも持続的社会的な社会形成に向けての関与したものということで、チェックする中身とこのことを考えていく必要があるのかなと思います。

高木委員長

条例の対応措置としては、どういうふうか。

諏訪委員

アイデアだけになってしまうとは思いますが、住宅等の建設に関しては、持続的社会的な社会形成など、環境に配慮したものになるべく、施工者が努力するというような、努力義務なのでちょっと私の哲学から反するんですけど、そこは 努力義務で押さえて、あとは環境計画、そちらのほうへ関与していくというようなことを。

高木委員長 今のお話は、施工者が、施主が。

諏訪委員 施主、施工者。

高木委員長 施主、施工者、これは相当しなきゃ駄目ですね。
それと、さっき岡本さんのおっしゃった、これは一緒にはできないね。

諏訪委員 やはり税の問題は税の問題で。

高木委員長 そうですよ。一緒にはできませんので、一定以上の、上記対象者以外も同様とするというのが、5ページの63、64のところに書いているわけですが、これは、建物の新築・改築を行うときに、一定以上のところは、ちゃんとこういうのをつけなよという話ですが、一定以上じゃない、要するに普通の住宅を建てるような場合でも、そういうことについてよく考えてくださいということですね。
これだけだとよく分からないから、もうちょっと内容的には県産材の利用みたいなことも、言葉としては入っていたほうがいいし、省エネの住宅みたいなのが入っていたほうがいいかもしれないし、あるいは、自然エネルギー利用みたいなことが入っていたほうがいいかもしれない。
上のほうの義務付け、一定以上の規模の建築物のというほうは、書かなくてもある程度分かると思いますが、下のほうに関しては書いておいたほうが分かるかもしれないということですね。
それで、どうしましょうか。再生利用エネルギー関連、それから森林資源関連まではよろしいでしょうか。

諏訪委員 住宅関係の税制ということで、県産材利用の税制優遇はもちろんですし、それから、今、自然エネルギー利用をしても、それから、材質のよい家を造っても、中古住宅として若干値段が上がるぐらいで いい家に住もうと ので、こちらに関しても合わせて何らかの検討をしてほしいです。

高木委員長 県産材利用に対して、ある程度税制的な支援ができるのならば、それと同じように省エネルギー、自然エネルギー利用に関してもそれができるかどうか、検討してほしいということです。皆さん、もうくたびれてきていますので。

川妻委員 趣旨としては、岡本さんのお話ししているように、県産材利用の固定資産税減税評価のグリーン化というのはあってしかるべきなんでしょうけども、趣旨を実現するんだと、現行の固定資産税の仕組みというのを、市町村の行うやつに、グリーン化で手をつけられるというのは、これはかなり地方税制の全体に関わることなので、結構難しいことなんでしょうね。
むしろそうであれば、県産材利用の特典というか、プラス面を別個の形で何か発揮させて、負担の軽減なり、補助金とか利用するというふうな、そういう方策を検討したほうがいいんじゃないかなと思うんです。ただちょっと具体的に言うと、どうしたらいいかということはないんでしょうけども。

合わせて、この間、25日の新聞によると、県のほうも住宅部を中心に、県営住宅とか、県立学校などの公共施設で県産材を利用するための指針をつくって具体化していくという報道がされているんですけど、2007年度までにマニュアルを完成させてやっていくということなので、全体としてはそういう方向に進んでいるのではないかと思うので、それを民間レベルというところでどういうふうにしたらいいのか、少し、ちょっと県産とグリーン化のやつは、ここで県が出すのはちょっとデッドロックの性質のものですね。

高木委員長

だから、固定資産税のグリーン化だけで話をしているといい・・・。

建築管理課

参考までに、建築管理課の赤羽と申しますが、ここで県産材利用住宅で、固定資産税評価でグリーン化ということで挙げられているんですけど、確かに固定資産税のほうで、そういう減免とかをすることで、かなりインパクトが、今50万円の助成金を県で、県産材住宅を建てた方に出していますけれども。

それと、どちらがいいかという問題があるんですけど、確かに税金のほうで軽減するということでのインパクトというのは、確かにあるとは思いますが、ただ今でも助成金という形で出しているのと、なかなか県産材が進まない原因として、利用者から要望があまりないということもあるんですが、流通のほうで、なかなか県産材が高いとか、質の問題だとか、あと外材と比べて、欲しいときにすぐ手に入らないとか、そんなような流通体制のそういった問題もあります。

必ずしも住宅取得者への軽減策として、今後やってきたほうがいいのか、あるいは、流通体制のほうへお金を出していったほうがいいのかという、その辺が、どちらがいいのかという議論もあると思いますので、ここで対応措置（案）のところで、今後の助成税制その他、軽減措置に関する調査・研究を行うと書いてありますけれども、このようなことで、どちらへどんな助成をしていくか、どんな支援をしていったらいいのかというのは研究するというようなことでどうかなということで、ちょっと参考までに申し上げました。

高木委員長

ありがとうございます。

諏訪委員

検討はいろいろな側面から多角化という いただける
というのは と思います。ただ、先ほど岡本委員からのお話です
と、 、特に の県産材のことで にも できる
のかという部分に関しては、やはり確認はぜひ進めていただきたいと思います。

岡本委員

実際、僕らはよかれと思っているいろんなことを考えて、こういうふう
やっていくんですけども、世の中というのはやっぱりもうちょっと
まく出来上がっているみたいで、例えば、さっきの効率のよい住宅建
設みたいな話だとか、自然エネルギーを利用した住宅建築とかという
話も、結果的にやってみると住宅メーカーの得意技になってくるん
です。

そうすると、県産材住宅というのは、地元の大工さんがつくる住宅の話になっていて、そうすると、その大工さんたちというのは、太陽光発電とセットにはなっていなかったり、それから、もちろんそのことでの評価ということもないわけだから、やっぱり外断熱で太陽光発電がついているエネルギー何とか住宅みたいなところが、結果的に私たちの町の太陽光発電の予算助成も半分以上持って行って、全国的にいても、たぶんS社が50%持って行ってという話も聞いていますので、そういうところに対して、今度、僕らも結果的につけばいいのだけれども、そのことで逆に県産材の住宅が普及するということを阻害しているということにもなってしまいうんですね。

だから、今言われたような、たくさんご意見を言っていたように、昔は山から材木を切ってきて、地元製材所があって、大工さんが家を建てるということが当たり前できていたのが、何で、どこから、いつから、県産材は駄目だ、国産材は使いにくいというふうになっちゃったんだろうか。この話って本当の話だろうか。誰がどこでそういう話になって、世の中がそういうふうになっちゃったんだろうかというあたりもちょっと頭に入れながら、こういう制度を考えて、昔あったような森が生かされるような長野県というものを、それが脱温暖化型社会、長野県における脱温暖化社会の未来像だというふうに描きながら制度を考えていかないと、結構落とし穴もあるよという話なんですけど。

高木委員長

構成としては、省エネルギーや、自然エネルギー利用が間違っているわけではないので、それについては検討しなければいけないわけですし、かといって、県産材利用という点からいうと、やっぱり県産材利用をしながら、いかにして省エネルギーあるいは自然エネルギー利用の住宅を建てるかという方向に持っていかないと、それは別のものみたいにやっているのと、どうしようもなくなっちゃうんですね。

条例としてはやっぱりどこまでできるか、税制的にできるのか、それとも、インシャルの補助という形になるのかは別として、何らかの形で支援する方法は検討したいということで、評価をとどめざるを得ないので、ご理解ください。

どのくらい進みましょうか。もうそろそろ諏訪さんもそろそろお帰りの電車の時間が近づいていますので、ここまでやっておいたら、あとは11ページの観光旅行者のところからの項目と、それから、あとは、最初に戻って1ページ目と3ページ目のマイカー通勤の項目ということになります。

もう1回何とかかなるのではないかと信じて、もうこのぐらいにしたいと思いますが、事務局から何かございますか。

木曾課長

また、日程調整はまたメールであれしますので。

高木委員長

大体いつごろでしょうか。まだ分からないですね。

木曾課長

自分で言ってたじゃないですか。1週間以内かもしれないって、そんな感じで。

高木委員長 次は22日なんだから、その前なんだから。

川妻委員 今、案として、この日を押さえておいてほしいというのがあれば、助かるかもしれない。高木さんの都合のいい日。

高木委員長 私は明日からちょっと学会で、3日までおりませんが。

木曾課長 委員長さんの日程として、今空いている日は。

岡本委員 それは最良ですね。

高木委員長 午後だけですから、午後だけでいいんですよ。8日、15、16を入れようと思えば入れられるね。17も午後だったら大丈夫、18もいい、19もいいです。もうこれで22日になっちゃいましたね。

川妻委員 その前段のほうで、8、15、16ぐらい。

木曾課長 また、ちょっと調整してみます。

高木委員長 はい、お願いします。

川妻委員 ついでにあれですけど、私の聞いた情報によると、9月10日に名古屋で、ちょっと場所ははっきりしていないんですけども、環境経済と環境法と環境社会学の3学会の合同の学会があるんです。そこは、地球温暖化と自治体の問題がテーマでやるんだそうです。それが、直接ここへ生かせるかどうかは別にしても、情報収集をしておくのか、誰が行かれてもよいのではないかなと。

司 会 ありがとうございます。以上をもちまして、本日の検討会を閉じさせていただきます。ありがとうございます。

(議事録中の の部分は確認できなかった部分です。)